

三重県公報

令和元年6月25日(火)

第 15 号

毎週火・金曜日発行

	目 次		
(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	規 則		
9	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則の一部を改正す る規則	(地域福祉課)	3
10	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(廃棄物・リサイク ル課)	27
	告示		
126	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による液化 石油ガス販売事業者の保安の確保の方法等の認定の取消し	(消防・保安課)	28
127	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関の指定	(地域福祉課)	28
128	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	28
129	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	28
130	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	29
131	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当させる機関の指定	(同)	29
132	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	29
133	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	29
134	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び 特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための医療を 担当させる機関の指定	(同)	30
135	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び 特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称 等の変更の届出	(同)	30
136	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び 特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該 事業の廃止の届出	(同)	30
137	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び 特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該 事業の休止の届出	(同)	30
138	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護扶助のための介護等を担当させる機関の指定	(同)	31
139	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	31
140	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通 課)	31
141	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(防災砂防課)	32
142	同件	(同)	32

内水面告示

1 漁業法の規定に基づくコイの持出し、放流等についての指示

(内水面漁場管理委 32 員会)

公安委告示

66 警備員等検定の実施

(公安委員会) 33

公 告

三重県公営企業の業務状況の公表 三重県病院事業の業務状況の公表 土地改良施設管理規程の認可	(財政課)36(同)49(農地調整課)54
特 定 調 達 公 告	
一般競争入札を行う旨	(農産物安全・流通 54 課)
同件	(警 察 本 部) 57
随意契約の相手方を決定した旨	(薬務感染症対策 60 課)

規則

今和元年六月二十五日三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

三重県知事 鈴 木 英 敬

三重県規則第九号

のように改正する。三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則(平成十一年三重県規則第百十八号)の一部を次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		,, ~ <u>.</u>	- 1124	12412				
	改	图						
別表第2(第6		別			条関係)			
第1 建築物	に関する整備基準		第 1	建築物	に関する整備基準			
部分	整備基準		部	分	整備基準			
1~5 (略)	(略)		1~5	(略)	(略)			
6 敷地内の	(1) \sim (3) (略)		6 敷	故地内の	(1)~ (3) (略)			
通路	(4) 直接地上へ通ずる1に定める構造		通路		(4) 直接地上へ通ずる1に定める構造			
	の各出入口から当該公共的施設の敷				の各出入口から当該公共的施設の敷			
	地に接する道又は空地(建築基準法				地に接する道又は空地(建築基準法			
	第 43 条第 2 項第 1 号で認められた				第 43 条第 1 項ただし書の許可を受			
	道又は同項第2号の許可を受けた敷				<u>けた敷地に接する空地</u> に限る。以下			
	<u>地に接する空地</u> に限る。以下「道				「道等」という。)に至る敷地内の			
	等」という。) に至る敷地内の通路				通路及び直接地上へ通ずる1に定め			
	及び直接地上へ通ずる1に定める構				る構造の各出入口から駐車場の車い			
	造の各出入口から駐車場の車いす使				す使用者が円滑に利用できる部分			
	用者が円滑に利用できる部分(以下				(以下「車いす使用者用駐車区画」			
	「車いす使用者用駐車区画」とい				という。)に至る敷地内の通路のう			
	う。)に至る敷地内の通路のうち、				ち、それぞれ1以上の敷地内の通路			
	それぞれ1以上の敷地内の通路は、				は、次に定める構造とすること。た			
	次に定める構造とすること。ただ				だし、地形の特殊性により当該構造			
	し、地形の特殊性により当該構造と				とすることが著しく困難であり、か			
	することが著しく困難であり、か				つ、直接地上へ通ずる1に定める構			
	つ、直接地上へ通ずる1に定める構				造の出入口から道等に至る車路を設			
	造の出入口から道等に至る車路を設				ける場合における当該出入口から道			
	ける場合における当該出入口から道				等に至る敷地内の通路については、			
	等に至る敷地内の通路については、				この限りでない。			
	この限りでない。							
	イ~ホ (略)				イ~ホ (略)			
	(5) • (6) (略)				(5)・(6) (略)			
7~9 (略)	(略)		7 ∼ 9	(略)	(略)			
10 客室	50 室以上の客室を有する宿泊施設に		10 7	字室	50 室以上の客室を有する宿泊施設に			
	は、次に定める構造の客室を <u>客室の総</u>				は、次に定める構造の客室を 1_以上設			
	数に百分の一を乗じて得た数(その数				けること。			
	に 1 未満の端数があるときは、その端							
	<u>数を切り上げた数)</u> 以上設けること。							
	イ~ホ (略)				イ~ホ (略)			

11~16 (略)	(略)	11~	16	(略)	(略)
	 ≳通機関の施設に関する整備基準				L S通機関の施設に関する整備基準
部分	整備基準		部		整備基準
- ' ' ' '	(1)~(3) (略)	1			(1)~(3) (略)
	(4) 移動円滑化経路と公共用通路の出	直			(4) 移動円滑化経路と公共用通路の出
	入口は、次に定める構造とするこ			な通行	
に適する経				する経	
路(以下			-	以下	
「移動円滑		Г	移	動円滑	
化経路」と		1 de	経	路」と	
いう。)	(5) 移動円滑化経路を構成する通路	い	う。)	 (5) 移動円滑化経路を構成する通路
	は、次に定める構造とすること。				は、次に定める構造とすること。
	イ~ハ (略)				イ~ハ (略)
	<u>ニ</u> 照明設備が設けられているこ				
	<u>د .</u>				
	$(6) \sim (8)$ (略)				(6)~(8) (略)
2~5 (略)	(略)	2~5		(略)	(略)
6 視覚障害	(1) 通路その他これに類するもの(以	6	視	覚障害	(1) 通路その他これに類するもの(以
者誘導用ブ	下「通路等」という。)であって公	者	誘	導用ブ	下「通路等」という。) であって公
ロック等	共用通路と公共車両等の乗降口との	口	ツ:	ク等	共用通路と公共車両等の乗降口との
	間の経路を構成するものには、視覚				間の経路を構成するものには、視覚
	障害者誘導用ブロック(線状ブロッ				障害者誘導用ブロック(線状ブロッ
	ク(床面に敷設されるブロックであ				ク(床面に敷設されるブロックであ
	って、線状の突起が設けられてお				って、線状の突起が設けられてお
	り、かつ、周囲の床面との色の明				り、かつ、周囲の床面との色の明
	度、色相又は彩度の差が大きいこと				度、色相又は彩度の差が大きいこと
	により容易に識別できるもの <u>(日本</u>				により容易に識別できるものをい
	産業規格T9251 に適合するものに				う。)及び点状ブロック(床面に敷
	<u>限る。)</u> をいう。)及び点状ブロッ				設されるブロックであって、点状の
	ク(床面に敷設されるブロックであ				突起が設けられており、かつ、周囲
	って、点状の突起が設けられてお				の床面との色の明度、色相又は彩度
	り、かつ、周囲の床面との色の明				の差が大きいことにより容易に識別
	度、色相又は彩度の差が大きいこと				できるものをいう。)を適切に組み
	により容易に識別できるもの <u>(日本</u>				合わせて床面に敷設したものをい
	<u>産業規格T9251 に適合するものに</u>				う。以下同じ。)を敷設し、又は音
	<u>限る。)</u> をいう。以下同じ。)を適				声その他の方法により視覚障害者を
	切に組み合わせて床面に敷設したも				誘導する装置を設けること。ただ
	のをいう。以下同じ。)を敷設し、				し、視覚障害者の誘導を行う者が常
	又は音声その他の方法により視覚障				駐する2以上の設備がある場合であ
	害者を誘導する装置を設けること。				って、当該2以上の設備間の誘導が
	ただし、視覚障害者の誘導を行う者				適切に実施されるときは、当該2以
	が常駐する2以上の設備がある場合				上の設備間の経路を構成する通路等
	であって、当該2以上の設備間の誘				については、この限りでない。
	導が適切に実施されるときは、当該				
	2 以上の設備間の経路を構成する通				
	路等については、この限りでない。				(a) (a) (m/r)
	(2)・(3) (略)				(2) · (3) (略)
	(4) 旅客船ターミナルにおいて、乗降				(4) 旅客船ターミナルにおいて、乗降
1	用設備その他波浪による影響により				用設備その他波浪による影響により

1	I	1 1			1
	旅客が転倒するおそれがある場所に				旅客が転倒するおそれがある場所に
	は、(1)から(3) <u>まで</u> の規定にかかわ				は、(1)から(3)の規定にかかわら
	らず、視覚障害者誘導用ブロックを				ず、視覚障害者誘導用ブロックを敷
	敷設しないことができる。				設しないことができる。
7 案内設備	(1) • (2) (略)	7	案	内設備	(1) • (2) (略)
	(3) (2)に定める標識は、日本産業規				(3) (2)に定める標識は、日本工業規
	格 Z 8210に適合するものでなければ				格 Z 8210に適合するものでなければ
	ならない。				ならない。
	(4) • (5) (略)				(4) • (5) (略)
8~12 (略)	(略)	8~	12	(略)	(略)
13 乗降場	(1) 鉄道駅のプラットホームは、次に	13	乗	降場	(1) 鉄道駅のプラットホームは、次に
	定める構造とすること。				定める構造とすること。
	イ~ホ (略)				イ~ホ (略)
	へ ホームドア、可動式ホームさ				へ ホームドア、可動式ホームさ
	く、内方線付き点状ブロック(日				く、 <u>点状ブロック</u> その他の視覚障
	本産業規格T9251 に適合するも				害者の転落を防止するための設備
	<u>のに限る。)</u> その他の視覚障害者				を設けること(発着するすべての
	の転落を防止するための設備を設				鉄道車両の旅客用乗降口の位置が
	けること(発着するすべての鉄道				一定しており、鉄道車両を自動的
	車両の旅客用乗降口の位置が一定				に一定の位置に停止させることが
	しており、鉄道車両を自動的に一				できるプラットホーム(鋼索鉄道
	定の位置に停止させることができ				に係るものを除く。)にあって
	るプラットホーム(鋼索鉄道に係				は、旅客の円滑な流動に支障を及
	るものを除く。)にあっては、旅				ぼすおそれがない限り、ホームド
	客の円滑な流動に支障を及ぼすお				ア又は可動式ホームさくを設ける
	それがない限り、ホームドア又は				こと。)。
	可動式ホームさくを設けるこ				
	と。)。				
	ト~ヌ (略)				ト〜ヌ (略)
	(2) • (3) (略)				(2) • (3) (略)
第 3~第 6	(略)	∽	2 ~	~第6	(略)

第二号様式(その一)及び第二号様式(その二)を次のように改める。

第2号様式(その1)(第7条関係)

整備基準適合表(建築物)

公共的施設 (特定施設) の名称		公共的施設 (特定施設) の所在地	
主要用途		構造・階数	造・地上 階、 地下 階
延べ面積	m [*]		

击行	/ ±	₩ ₽			П												Τ.							٠ غد	_	\V
整整			分 項	目					整	俿	莆	基	;	淖	集		- 1	記載図面の 3称及び番号	整	-	備	内	容	適 状		※ 判定欄
1	出	λ	П																							
(1	接地	上^	へ通す	」(直 [*] る 1	١		— 有交		員 (90 cı	m以	上							(有	効幅	員)	cm	適	否	
	以上 構造		出入	ロの		رب. درا		吏用	者							又は車 通過で	- 1		(開	閉方	'法)		適	否	
					/\	j	車し	ハす	使月	用者	1=3	支障	<i>ځ ځ</i>	よる	る段の	の禁止			(段	差処	:理)		適	否	
(2	(馬	車	場へ	入口 通ず	2		有交	阞幅	員 (90 cı	m以	上							(有	効幅	員)	cm	適	否	
	の構 ※(1	造))の	建物	大口 出入		ر، درا		吏月	者							又は車 通過で			(開	閉方	'法)		適	否	
		同し	〕場合	出入は、	<i>/</i> \	Ī	車し	ハす	使月	用者	(=)	支障	とた	よる	る段の	か禁止			(段	差処	:理)		適	否	
(3	(利	用多	室の 1	入口 以上	-		有交	阞幅	員(30 cı	m以	上							(有	効幅	員)	cm	適	否	
	の出	入口	コの様	造)		ر، درا		吏月	者							又は車 通過で			(開	閉方	法)		適	否	
					/\	Ī	車し	ハす	使月	用者	1=3	支障	とた	3 4	る段の	の禁止			(段	差処	:理)		適	否	
(4	接地	上](直 ずる												を少な	Ţ		(講	じた	措置	∄)			
2	廊	下	等																							
(1)表	面σ)仕上	げは	t,	滑	りに	= <	い木	才料									(1:	±±	゛げす	才)		適	否	
(2	合の	段(の構え	る場 造(3		i	高さ	<u></u> 8	0 cm	程度	度の)手?	ナり	の	設置	-			(計	構じ	た	昔置:)	適	否	
	に定	める	5構造	<u>i</u>)	П	-	主た	は階	段	こは	. [回り	段0	りき	禁止				(計	構じ	た	昔置:)	適	否	
					/\	1	表译	面の	仕」	Ŀげ	は、	. 滑	りに	: <	くい	才料			(<u>1</u>	±±	:げ	才)		適	否	
					Ξ		側面設置		〈壁 ·	でな	こしい	場合	は	•	立ち	上げ等	争		(1	構じ	たす	昔置:)	適	否	
						のi とi のi	明月によ	度、 より き出	色を	相又 が識 その	は別他	彩度 しや のつ	すく	差	が大	との色 きいこ 原 り、 原 り	- - 早		(計	 構じ	た	昔置:)	適	否	
					^										下等 等の類	及び踊 敦設	Ā		(1	構じ	たす	昔置:)	適	否	

≎和元年6月25日 _	. ≡	重県	公 幇	Z		第	15	号
(3) 建物出入口から利用室等の各		上			(有効幅員) cm	適	否	
出入口に至る経路、駐車場出入口 から利用室等の	末端及び 50m以内こ	とに設置			(講じた措置)	適	否	
各出入口に至る経路及び利用室	ハ 戸を設ける場合の 	当該戸の構	造					
等の各出入口から多機能便房を					(有効幅員) cm			
設けた便所の出 入口に至る経路 におけるそれぞ	滑に開閉して通過	できる構造	•		(開閉方法)	適		
れ1以上の廊下等 の構造					(講じた措置)	適	否	
	ホ 1の出入口並びに び特殊構造昇降機の 分を水平にすること	出入口に接			(講じた措置)	適	否	
ら情報提供を行 う場所までの廊 下等(教育施設 (特別支援学校		者を誘導す 効出入口又は いて、常時	る装置 は出入口 持勤務す		(講じた措置)	適	否	
	イ 有効幅員 120 cm以 は、90 cm以上)	以上(段併訂	设の場合		(有効幅員) cm	適	否	
(教育施設(特別支援学校を除	は、1/8)を超えな		の場合		(こう配)	適	否	
く。)、各種学校 等、共同住宅等、 事務所、工場、自	ハ 高さ 75 cm以内ごと	≤に踏幅 150) cm以上		(高さ) cm		否	
動車販売施設等 の自動車関連施 設、入所型の社会	ニ 両側に立ち上げ等	 の設置			(踏幅) cm (講じた措置)	適	否	
福祉施設、保育所及び学童保育所にあっては、イか	ホ 高さ80cm程度の 16cm以下、かつ、こ		-		(講じた措置)	適	否	
らトまでに定め る構造)	へ 表面の仕上げは、	滑りにくい	材料		(仕上げ材)	適	否	
	ト 傾斜路の勾配部分 下等との色の明度、 が大きいことにより	色相又は彩	/ 度の差		(講じた措置)	適	否	
	チ 傾斜路の上端に近 明り場の部分に点さ りでない。 (イ) こう配 1/20以 に近接する廊下 分 (ロ) 高さ 16 cm以下 12 以下の傾斜り 原下段びほりり (ハ) 傾斜路と連続	状 が が が で の が の が の に が の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に に に の に に に に に に に に に に に に に	等この上の別様 配す (1) では、 (1		(講じた措置)	適	否	

令和元年6月25日	三重	県 公 報		第 15	5 号
3 階 段 (教育施設(特別支	イ 高さ 80 cm程度の手すりの	設置	(講じた措置)	適否	
援学校を除く。)、各 種学校等、共同住宅	_ 5/11/2/ -15/1 _ //2/2/	禁止	(講じた措置)	適否	
等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車販売施設等の自動車関連施設	ハ 表面の仕上げは、滑りにく	い材料	(仕上げ材)	適否	
動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育	ニ 側面が壁でない場合は、 の設置	立ち上げ等	(講じた措置)	適否	
	ホ 踏面の端部とその周囲のの明度、色相又は彩度の差とにより段が識別しやすく、の突き出しその他のつまずなるものを設けない構造	が大きいこ かつ、段鼻	(講じた措置)	適否	
	へ 階段の上端に近接する廊り場の部分に点状ブロックをただし、段がある部分と連りが設けられた踊り場の部限りでない。	等の敷設。 続して手す	(講じた措置)	適否	
4 昇 降 機(エレ/	ヾーター)				
(教育施設(地方 教育学校、高等学	「し、用途面積 2,000 ㎡以上の 公共団体の設置する小学校、中 校、中等教育学校及び特別支 、共同住宅等、事務所及びエポ 一の設置	学校、義務 援学校を除	(設置数) 基	適否	
エレベーターの	主な廊下等に近接して設置		(位置)	適否	
構造(入所型の社 会福祉施設に設			(有効寸法) cm	適否	
ける寝台用エレ ベーターにあっ ては、ロ及びニか	ロ かごの奥行き 135 cm以上		(有効寸法) cm	適否	
らりまでに定める構造)	ハ かごは車いすの転回に支 状	障のない形	(講じた措置)	適否	
	ニ かご内に停止予定階及び 表示する装置の設置	現在位置を	(講じた措置)	適否	
	ホ 乗降ロビーに到着するか 向を表示する装置の設置	ごの昇降方	(講じた措置)	適否	
	へ かご内に到着階並びにか 路の出入口の戸の閉鎖を音 る装置の設置		(講じた措置)	適否	
	ト かご及び昇降路の出入口 80 cm以上	の有効幅員	(有効寸法) cm	適否	
	チ かご内及び乗降ロビーに 者が利用しやすい位置に制 置		(高さ)	適否	
	リ かご内及び乗降ロビーの (チを除く。)は、視覚障害 操作が可能な構造(点字表記	者の円滑な	(表示方法)	適否	
	ヌ 乗降ロビーの幅及び奥7 は、それぞれ150cm以上	うきの寸法	(幅) cm (奥行き) cm	適否	
	ル かご内の側面に手すりの記	定 置	(講じた措置)	適否	
	ヲ かご内にかご及び昇降路 戸の開閉状態を確認できる釒		(形状)	適否	
			(下姉の同で) CM		

1 1		<u>I</u>	
	ワ かご内又は乗降ロビーにかごの昇降 方向を音声で知らせる装置の設置	(講じた措置)	適否
5 便 所			-
(用途面積 300 m 未満の公共的施 設(公衆便所を	不特定多数の者又は主として障害者、 高齢者等が利用する便所を設ける場合 は、次に定める構造及び設備を有する便 所(多機能便房)を1以上(男女用の区別 があるときは、それぞれ1以上)設置	女子用	適否
使用者が利用できる空間を確保した 便房(以下「プ」と パクトタイプ」と いう。)とする。)	イー1 車いす使用者が利用できる十分 な空間(直径 150cm 以上の円が内接で き、かつ便器の前方に 120cm 以上の距 離がなるまの (コンパクトタイプを除	RY を	適否
	上とすることができる。)	便器の前方	
		ст	
	イー2 設備機器類が適切な位置及び高さに配置 (設置設備) (付) 腰掛け便座 (ロ) 手すり(L字型手すり及び可動式手すり) (ハ)洗浄装置(ニ)鏡 (ホ)洗面器 (ヘ)操作容易な水栓器具 (ト)非常通報装置 (チ)施錠装置(リ)ペーパーホルダー		適 否
	ロー1 出入口の有効幅員 80 cm以上(コンパクトタイプを除く) (コンパクトタイプの場合) (イ) 便器の正面方向に出入口があり、 直進で進入する場合は、出入口の有 効幅員 80cm 以上 (ロ) 便器の側面方向に出入口があり、 転回しながら進入する場合は、出入 口の有効幅員 90cm 以上	(有効幅員) cm (コンパクトタ イプの場合) (イ)の場合 cm	適否
	ロー2 車いす使用者に支障となる段の 禁止	(段差処理)	適否
	ハ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車 いす使用者等が円滑に開閉して通過で きる構造	(開閉方法)	適否
	ニ 出入口付近に多機能便房が設置され ている旨の表示	(表示方法)	適否
	ホ 洗面器は、車いす使用者が利用しや すい高さ及び下部に空間を確保した構 造		適否

	1	l		
(2) 一般便所	不特定多数の者又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合は、各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置。ただし、当該便所内に(1)に定める構造の便房を設ける場合は、この限りでない。	(設置数) 男子用 女子用	適否	
(3) 男子用小便器	不特定多数の者又は主として障害者、 高齢者等が利用する男子用小便器を設け る場合は、両側手すり付きの床置式小便 器、壁掛式小便器(受け口の高さが 35 cm 以下のものに限る。)その他これに類する 小便器を1以上設置	(設置数)	適 否	
(4) 便所内の洗面 器の構造	イ カウンター埋込み式又は手すりの設置。ただし、多機能便房内に設けられた 洗面器は、この限りでない。	(構造)	適否	
	ロ レバー式、光感知式等容易に操作で きる水栓器具の設置	(構造)	適否	
児いす等及び乳 幼児ベッド等(用 途面積2,000 ㎡以 上の官公庁施設、		(設置数)	適否	
医療施設、社会福祉施設(母子福祉施設、母子健康センター及び保健センターに限	E.	(設置数) 男子用 女子用 多機能	適否	
る。)、商業施設 (遊技施設を除 く。)、文化施設、 体育施設、宿泊施	し、便所以外におむつ替えのできる場 所を設ける場合は、この限りでない。	(設置数) 男子用 女子用 多機能	適否	
設又は集会施設の便所)	ハ 便房及び便所の出入口付近に乳幼児 いす等又は乳幼児ベッド等が設置され ている旨の表示	(表示方法)	適否	
	不特定多数の者又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91号)第14条第1項の規定の適用を受けるときは、次に定めるオストメイトのための洗浄設備のある便房を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置	(設置数) 男子用 女子用 多機能	適否	
	イ 汚物流し(既存便所の改修を行う場合等で構造上やむを得ないときは、簡易洗浄装置とすることができる。)を設置	(設置設備)	適否	
	ロ 便房及び便所の出入口付近にオストメイト対応の設備が設置されている旨の表示	(表示方法)	適否	
	 ハ 設置されることが望ましい設備等 (4) 温水シャワー付き水栓器具 (ロ) 手荷物棚 (ハ) 衣服を掛けるためのフック (二) 大きめの汚物入れ (ホ) 姿見用鏡 (ヘ) ペーパーホルダー (ト) 石けん水入れ (チ) チェンジングボード又は大人用介護ベットなど着替えをするための台 	(設置設備等)		

令和元年6月25日	三 重 県 公	報	ı	第 18	5 号
6 敷地内の通路		<u> </u>	I		
(1) 表面の仕上げは、滑りにくし			(仕上げ材)	適否	
(2) 段を設ける場 (2) 高さ80 合の段の構造(3)			(講じた措置)	適否	
のイからホまで に定める構造) 主な階段	段には、回り段の禁止		(講じた措置)	適否	
ハ 表面の何	士上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適否	
二 側面が! の設置	壁でない場合は、立ち上け	· 等	(講じた措置)	適否	
の明度、1	端部とその周囲の部分との色相又は彩度の差が大きい 役が識別しやすく、かつ、段 しその他のつまずきの原因 を設けない構造		(講じた措置)	適否	
(3) 通路を横断する排水溝等に 一等が落ち込まない溝ふたの	は、つえ、車いすのキャス	タ	(講じた措置)	適否	
(4)-1 建物出入口 イ 有効幅 から道等に至る 1			(有効幅員) cm	適否	
以上の敷地内の口 車いする 道路 ごとに設け	が転回できる部分を 50m以 置	. 内	(講じた措置)	適否	
ハ 戸を設し	ける場合の戸の構造				
(イ) 有効	幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適否	
	カ開閉又は車いす使用者等 -開閉して通過できる構造	が	(開閉方法)	適否	
	がある場合は、(6)の傾斜路 り場又は特殊構造昇降機の		(講じた措置)	適否	
(4)-2 建物出入口 イ 有効幅! から車いす使用	員 120 cm以上		(有効幅員) cm	適否	
至る1以上の敷地 ごとに設け	が転回できる部分を 50m以 置	内	(講じた措置)	適否	
内の通路 ハ 戸を設し	ける場合の戸の構造				
(イ) 有効	幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適否	
	カ開閉又は車いす使用者等 開閉して通過できる構造	が	(開閉方法)	適否	
	がある場合は、(6)の傾斜路 り場又は特殊構造昇降機の		(講じた措置)	適否	
	応じて、降雨等の影響を少 さし又は屋根の設置	な	(講じた措置)		
ら道等に至る1以 設には、 上の敷地内の通 の敷設又	漬が 2,000 ㎡以上の公共的 視覚障害者誘導用ブロック は音声により視覚障害者を 置等の設置	等	(講じた措置)	適否	
市水町 一月五元	■寺の設画 接する部分並びに傾斜路及	び	(講じた措置)	適否	

等の自動車関連施設を除く。)	段の上端に近接する敷地内の通路及び 踊り場の部分に点状ブロック等の敷 設。ただし、次に定める部分は、この限 りでない。 (イ) こう配 1/20 以下の傾斜路の上端 に近接する敷地内の通路及び踊り 場の部分 (ロ) 高さ 16 cm以下、かつ、こう配 1/ 12 以下の傾斜路の上端に近接する 敷地内の通路及び踊り場の部分 (ハ) 段がある部分又は傾斜路と連続 して手すりが設けられた踊り場の 部分	
	2の(5)のイから二まで及びへに定める構造	
	(1) 有効幅員 120 cm以上(段併設の 場合は、90 cm以上)	(有効幅員) 適 否 cm
	(ロ) こう配 1/12(高さ 16 cm以下の場 合は、1/8)を超えない構造	(こう配) 適否
	(n) 高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm 以上の踊り場の設置	(高さ) cm 適否 (踏幅) cm
	(二) 両側に立ち上げ等の設置	(踏幅) cm (講じた措置) 適 否
	(ホ) 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材) 適 否
	高さ80cm程度の手すりの設置(高さ16cm以下、かつ、こう配1/12以下又はこう配1/20以下の傾斜路を除く。)	(講じた措置) 適 否
] J	傾斜路の勾配部分は、踊り場及び敷 地内の通路との色の明度、色相又は彩 度の差が大きいことにより識別しやす い構造	(講じた措置) 適 否
7 駐 車 場		
(1) 車いす使用者 画 を を を を からまる	的二 次に定める構造の車いす使用 施千 者用駐車区画を1以上設置 設平	(設置数) 適 否 区画
	に方 イ 建物出入口に最も近い位置 三メ に設置 十 台ト	(講じた措置) 適 否
	未ル ロ 区 画幅員 350 cm以上 満未	(1区画幅員) 適否
	の満 駐の 車公 ハ 床面は、平坦とし、水はけの	cm (講じた措置) 適 否
	区共 良い構造	(設置数) 適 否 区画
0	□ 平	(講じた措置) 適否
		(1 区画幅員) 適 否 cm
個 で記して	は 以 ハ 床面は、平坦とし、水はけの 大 の 良い構造	(講じた措置) 適否
	KI I	(標示方法) 適 否
	施 い方法により標示	(高さ) cm 溶 不
	又 出入口付近に車いす使用者用	(標示方法) 適 否
	駐車区画の位置を標示、又は位 十 置へ誘導する立て看板の設置	(高さ) cm

令和兀平0月25日	二 里 宗 公 叛	C	弗 15	5
	へ 必要に応じて、降雨等の影響 を少なくするひさし又は屋根	(講じた措置)		
(2) 車いす使用者		(仕上げ材)	適否	
用駐車区画に至る駐車場内の通				
路	(4) 高さ80 cm程度の手すりの設置	(講じた措置)	適否	
	(ロ) 主な階段には、回り段の禁止	(講じた措置)	適否	
	(ハ) 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	(二) 側面が壁でない場合は、立ち上げ	(講じた措置)	適否	
	等の設置	(-# t) (III m)	·	
	(木) 踏面の端部とその周囲の部分と の色の明度、色相又は彩度の差が大 きいことにより段が識別しやすく、 かつ、段鼻の突き出しその他のつま ずきの原因となるものを設けない 構造	(講じた措置)	適否	
	ハ 通路を横断する排水溝等には、つえ、 車いすのキャスター等が落ち込まない 溝ふたの設置	(講じた措置)	適否	
	二 有効幅員 120 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	ホ 車いすが転回できる部分を 50m以内 ごとに設置	(講じた措置)	適否	
	へ 戸を設ける場合の戸の構造			
	(イ) 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が 円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適否	
	ト 高低差がある場合は、傾斜路及びそ の踊り場又は特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)	適否	
	チ 傾斜路及びその踊り場の構造			
	(イ) 有効幅員 120 cm以上(段併設の場合は、90 cm以上)	(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) こう配 1/12(高さ 16 cm以下の場 合は 1/8)を超えない構造	(こう配)	適否	
	(n) 高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm 以上の踊り場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm	適否	
	(二) 両側に立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適否	
	(ホ) 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	(^) 高さ80 cm程度の手すりの設置(高さ16 cm以下、かつ、こう配1/12 以下又はこう配1/20以下の傾斜路を除く。)	(講じた措置)	適否	
	(ト) 傾斜路の勾配部分は、踊り場及び 敷地内の通路との色の明度、色相又 は彩度の差が大きいことにより識 別しやすい構造	(講じた措置)	適否	
	リ 必要に応じて、降雨等の影響を少な くするひさし又は屋根の設置	(講じた措置)		

1 1	I I	1	Ī
	浴室を設ける場合は、1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)の浴室は、次に定める構造	(設置数)	適否
以工の医療施設、社 全福祉施設 宿泊施	全は、次にためる構造 イ 脱衣室及び浴室の出入口		
設及び公衆浴場			
	(イ) 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適 否
	(ロ) 戸は、自動開閉又は車いす使用者 等が円滑に開閉して通過できる構 造	(開閉方法)	適否
	(n) 車いす使用者に支障となる段の 禁止	(段差処理)	適否
	ロ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否
	ハ 障害者、高齢者等が利用しやすいよ う手すり等の設置	(講じた措置)	適否
	ニ 容易に操作できる水栓器具の設置	(設置数) (型式)	適否
一室 用途面積 1,000 ㎡	更衣室又はシャワー室を設ける場合は、1以上(男女用の区別があるときは、 それぞれ1以上)の更衣室又はシャワー 室は、次に定める構造	(設置数)	適否
	イ 更衣室又はシャワー室の出入口		
	(イ) 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員)	適否
		cm	
	(ロ) 戸は、自動開閉又は車いす使用者 等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適否
	(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁止	(段差処理)	適否
	ロ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否
	ハ 障害者、高齢者等が利用しやすいよ う手すり等の設置	(講じた措置)	適否
	ニ 容易に操作できる水栓器具の設置	(設置数) (型式)	適否
10 客 室 50 室以上の客室を 有する宿泊施設	次に定める構造の客室を客室の総数に 百分の一を乗じて得た数(その数に 1 未 満の端数があるときは、その端数を切り 上げた数)以上設置	(設置数)	適否
	イ 客室の出入口		
	(イ) 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適否
	(ロ) 戸は、自動開閉又は車いす使用者 等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適否
	(n) 車いす使用者に支障となる段の 禁止	(段差処理)	適否
	ロ 室内の便所の構造		

			 	
	(イ) 車いす使用者が利用できる十分な空間(直径 150cm 以上の円が内接でき、かつ便器の前方に 120cm 以上の距離があるもの)の確保並びに設備機器類が適切な位置及び高さに配置(設置設備) ①腰掛け便座 ②手すり(L字型手すり及び可動式手すり) ③洗浄装置 ④鏡 ⑤洗面器 ⑥操作容易な水栓器具 ⑦非常通報装置 ⑧施錠装置 ⑨ペーパーホルダー	(十分な空間) 内接する円の値 径 で 便器の前方 に (設置設備)		
	(ロ) 出入口の有効幅員80cm以上、かつ、車いす使用者に支障となる段の	(有効幅員) cm	適否	
	禁止 (ハ) 戸を設ける場合は、自動開閉又は	(段差処理) (開閉方法)	適否	
	車いす使用者等が円滑に開閉して 通過できる構造	(MINITED AND	2. 1	
	ハ_ 室内の浴室の構造			
	(イ) 非常通報装置の設置	(講じた措置)	適否	
	(ロ) 8に定める構造			
	① 脱衣室及び浴室の出入口			
	有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	戸は、自動開閉又は車いす使用者 等が円滑に開閉して通過できる構 造	(開閉方法)	適否	
	車いす使用者に支障となる段の禁止 止	(段差処理)	適否	
	② 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	③ 障害者、高齢者等が利用しやす いよう手すり等の設置	(講じた措置)	適否	
	④ 容易に操作できる水栓器具の設置	(設置数) (型式)	適否	
	二 車いす使用者が円滑に利用できる十 分な面積の確保	(室内面積) ㎡	適否	
	ホ 視覚障害者及び聴覚障害者に配慮し た音声、光等による非常警報装置の設 置	(設置数) (型式)	適否	
11 授乳場所等	公共的施設には、必要に応じて、円滑に 授乳及びおむつ替えができる場所を1以 上設置	(設置場所)		
	(設置設備) (イ)乳幼児いす等、乳幼児ベッド等 (ロ)給湯設備 (ハ)洗面器又は流し台 (エ)大きめの汚物入れ (木)出入口付近 に授乳場所等である旨の表示	(設置設備)		
12 観覧席及び客席 娯楽施設、体育施設 及び集会施設	イ 固定式の観覧席等を設ける場合は、 次に定める構造の車いす使用者用観覧 席等の設置	(設置数) 席	適否	
	(イ) 観覧席等が 100 席以上 400 席以下 の場合 (2 席以上)	(設置数) 席	適否	
	(ロ) 観覧席等が 400 席を超える場合(2 席以上 10 席)	(設置数) 席	適否	

1	1 1	l l	1 1	ı
	ロ 幅 85 cm以上、奥行き 120 cm以上(1 席当たり)	(幅) cm (奥行き) cm		
	ハ 観覧席等の正面及び側面に腰壁、手 すり等の設置	(講じた措置)	適否	
	二 車いす使用者が円滑に到達できる 1 以上の経路の確保			
	(イ) 出入口から車いす使用者用観覧 席等に至る経路	(講じた措置)	適否	
	(ロ) 出入口又は車いす使用者用観覧 席等から舞台等に至る経路	(講じた措置)	適否	
13 カウンター等 (カウンター、記 載台、公衆電話台等)	1 -	(設置箇所)	適否	
	イ カウンター等の高さ	(高さ) cm	適否	
	ロ 下部には、車いすで接近しやすい 空間を確保 (床面から 65 cm 程度、 奥行き 45 cm程度)	(床面からの高 さ) cm (奥行き) cm	適否	
	(2) レジカウンターを設ける場合は、1 以上のレジカウンターは、次に定める 構造	(設置箇所)	適否	
	イ 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	ロ 車いす使用者が円滑に通過できる 構造	(講じた措置)	適否	
14 改 札 ロ 入場券等の検査又	改札口を設ける場合は、1 以上の改札口 は、次に定める構造	(設置数)	適否	
は取集めを行う場所	イ 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	ロ 車いす使用者が円滑に通過できる構 造	(講じた措置)	適否	
	ハ 案内窓口(券売機)から改札口に至る 通路に視覚障害者誘導用ブロック等の 敷設	(講じた措置)	適否	
15 避難設備 (緊急時の設備)	(1) 自動火災報知設備及び誘導灯を設ける場合は、視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した音声、光等による非常警報装置の設置	(講じた措置)	適否	
	(2) 非常口の屋内から屋外に至る主要 な避難通路には、段差の禁止	(講じた措置)	適否	
	(3) 防火戸に附帯するくぐり戸下部は、またぐ必要のない構造	(講じた措置)	適否	
16 案 内 板	案内板を設ける場合は、次に定める構 造	(設置場所)		
	イ 位置、高さ、文字の大きさ、色彩等は、 障害者、高齢者等が見やすく理解しや すいように配慮	(講じた措置)	適否	
	ロ 点字による表記、文字等の浮き彫り、 音による案内等により視覚障害者が円 滑に利用できる構造。ただし、案内所、 案内設備等により、視覚障害者への情 報提供が支障なく行われる場合又は教 育施設(特別支援学校を除く。)、各種学 校等、共同住宅等、事務所、工場及び自 動車販売施設等の自動車関連施設に案 内板を設ける場合においては、この限 りでない。	(講じた措置)	適否	

一その他の昇降	ある便所、エレベータ 機又は車いす使用者用 る場合は、その位置を	-	(講じた措置)	適否	
ニ 必要に応じて る表示	、ローマ字又は絵によ		(講じた措置)		

第2号様式(その2)(第7条関係)

整 備 基 準 適 合 表(公共交通機関の施設)

公共的施設	公 共 的 施 設
(公共交通	(公共交通機
機関の施	関の施設)
設)の名称	の 所 在 地
主要用途	構 造 ・ 階 数 造・地上 階、 地下 階
延べ面積	m²

整備部分整備項	· 目	整	備	基	準		載図面の名 及 び 番 号		備	内	容	 適 状		※ 判定欄
1 移動円滑化経														
		公共車両等の乗			の経路に移動			(講	じた	措置)	適	否	
(2) (3)	を莱	降場ごとに1以	上設正					(講	じた	措置)	適	否	
移動円滑 又はエここ 置すること カレーター いす使し、公 通機関の施	ータ がを設 が交 大設と	路の床面に高低一(構造上傾余難な場合は、エ置することがを 置することできる 滑に利用で設に ・一体的に利用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	料路フレオン 構造は 構造しる	は一場合はいる。	·ベーターを設 ー(構造上エス 、、その他の車 機))の設置。 O、当該公共交 施設の傾斜路									
		を利用すること												
との間の移	動を り昇	に常時公共用追 円滑に行うこと 降機を設置する	がで	きる場	合又は管理上	<u>-</u>								
(4) 移動円 経路と公		イ 有効幅員 得ない場合						(有	効幅	員)	cm	適	否	
通路の出入	, I	ロ 戸を設け	る場合	の当割	亥戸の構造	-								
					<u>ハース </u>			(有	効幅	員)		適	否	
		(口) 自動	開閉ス	なは車に	80 cm以上) いす使用者等 通過できる構			(開	閉方	法)	cm	適	否	
		造 カ 車 か 車 かす使						(段	差処	理)		適	否	
			、傾余	料路を	を得ず段を設 併設するとき									
(5) 移動円注 経路を構作 る通路		を得ない場 る部分を通	合で、 路の末 けると	車い [.] 端付i : きは、	(構造上やむ すが転回でき 近及び 50m以 120 cm以上) 亥戸の構造			(有	効幅	員) 	cm	適	否	
		(化) 有効中	畐員 90	0 cm以	上(構造上や 80 cm以上)			(有	効幅	員)	cm	適	否	
					いす使用者等 通過できる構			(開	閉方	法)		適	否	
			構造_ 、傾余	上やむ 路を	となる段の禁 を得ず段を設 併設するとき			(段	差処	理)		適	否	
		二 照明設備	が設け	けられて	ていること。			(講	じた	措置)	適	否	
		イ 有効幅員 合は、90 cm			(段併設の場			(有	効幅	員)	cm	適	否	

古代 1/8 を担えない構造 1/8	る傾斜路	ローミ町1 /10 /京と10以下の相	/- >=7)	` *	
(高さ) cm 適合 (強傷) cm 適合 (強傷) cm 適合 (強傷) が明め設置 cm 場合 (強傷) cm 適合 (強傷) cm 場合 cm に cm	OIMANTEL	ロ こう配 1/12 (高さ 16 cm以下の場	(こう配)	適否	
(7) 移動円滑化 イ かごの幅 140 cm以上、臭行き 135 cm以上、ただし、かごの以上、投行的 150 cm以上、ただし、かごの以上、使用者 が円滑に乗停できる構造のもの(開 明するかごの出力に含き声により如らせる装置が投げられているものに限る。) は、この限リでない、ロ かご内に停止予定限数 150 cm			/京ナ\	汝 不	
(7) 移動円滑化 イ かごの幅 140 cm以上、実行き 135 cm以上、ただし、かごの面の一分口が複数 あるエレベーターで、東口でも構造のもの(開閉するかごの出入口を音声により如。				週台	
(7) 移動円滑化 イ かごの幅140 cm以上、與行き 155 cm以上、ただし、かごの出入口が複数		上の岬り場の設直 	178.61		
個以上、ただし、かごの出入口が複数	(7) 投制円温ル	ノ かずの幅 140 mm以上 南行夫 125		`	
あるエレベーターで、乗いす使用者 が用売に乗降できる構造のもの(開 関するかごの出入口を音声により知 らせる装置が設けられているものに 限る。)は、この限りでない。 ロ かご内に停止予定階及び現在位置 を表示する装置の設置 ハ がご内に別者階離せびにがこ及び昇 降路の出入口の戸の閉鎖を音声で知 らせる装置が設備の出入口の有効幅 最別の即上 一 かご及び昇降路の出入口の有効幅 の設置					
一 が円滑に乗除できる構造のもの(間間するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。)は、この限りでない。 ロ かご内に写体上を確認が設定でいる。			i iii		
開するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。)は、この限りでない。 ロ かご内に呼止予定階及び現在位置を表する装置の設置 ハ かご内に到着聯重がにかご及び昇降的の出入口の有効幅					
の					
限る。)は、この限りでない。 「一かご内に停止予定階及び現在位置 主義表示する装置の設置 「ハかご内に呼止予定階及の関係を音声で知らせる装置の設置 「かかご内ので開館を音声で知らせる装置の設置 「かかご内及び乗降路の出入口の有効幅			,-,,		
ロ かご内に侵止予定階及び現在位置 を表示する装置の設置 (講じた措置) 適否 を表示する装置の設置 (
を表示する装置の設置 ハ かご内に到着簡並びにかご及び昇			(講じた措置)	適否	
降路の出入口の戸の閉鎖を音声で知らせる装置の設置 一 かご及び果降路の出入口の有効幅					
らせる装置の設置		ハ かご内に到着階並びにかご及び昇	(講じた措置)	適否	
このご及び昇降路の出入口の有効幅		降路の出入口の戸の閉鎖を音声で知			
最80 cm以上 ホ かご内及び乗降ロピーに車いす使用者が利用しやすい位置への制御装置 (赤を除く、)は、視覚障害者の円滑な操作が可能な構造 (点字表示等) ト かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能 デ 乗降ロピーの幅及び臭行きの寸法 は、それぞれ 150 cm以上 リ かご内の側面に手すりの設置 ヌ かご内にかご及び昇降路の出入口の戸の開扉を達たとし、イのただし書に規定する場合は、この限りでない。ル かご及び昇降路の出入口の戸にガラス等がはめ込まれていること又はかご外及びかご内に回慮を表示する設備が設置されていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造 ア かご内なし事を育すで知らせる装置の設置。ただし、エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。 (8) 移動円滑化 経路を構成す れぞれ設置、ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。		らせる装置の設置			
ボールご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい位置への制御装置 (赤を除く。)は、視覚障害者の円滑な操作が可能な構造(点类表示等)トかご及び昇降路の出入口の戸の開開時間を延長する機能 チ 乗降ロビーの幅及び奥行きの寸法は、たれぞれ150 mt以上 リ かご内の側面に手すりの設置 ヌ かご内にかご及び昇降路の出入口の戸の開開状態を確認できる鏡の設置。ただし、イのただし書に規定する場合は、この限りでない。ルかこ及び昇降路の出入口の戸にガラス等がはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることとにより、かご外にいる者とかご内に回像を表示する設備が設置されていることにより、かご外ににも者とかご内に回像を表示する設備が設置されていることにより、かご外ににも者とかご内に知る者が互いに視覚的に確認できる構造 ヲ かご内又は乗降ロビーにかごの昇降方向を音声で知らせる装置の設置。ただし、エレベーターの停止する階が2のかである場合は、この限りでない。イ 上り専用及び下り専用のものをそれぞれ設置。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。ロ 踏み段の表面及びくし板の仕上げは、滑りにくい材料 ハ 昇降口において、3 枚以上の踏み段が同一平面上にある構造 正路み段和互の境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる構造・ボくし板と踏み段との境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる構造・ボくし板と踏み段との境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる構造・流くし板と踏み段との境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる構造・流くし板と踏み段との境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる構造・流くし板と踏み段との境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことと 「講じた措置」適否		ニ かご及び昇降路の出入口の有効幅	(有効寸法)	適否	
田者が利用しやすい位置への制御装置へかが口内及び乗降ロビーの制御装置(ホを除く。)は、視覚障害者の円滑な操作が可能な構造(点字表示等)トかご及び異降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能 デ 乗降ロビーの幅及び奥行きの寸法は、それぞれ150 cm以上 リ かご内の側面に手すりの設置 ヌ かご内にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認できる鏡の設置。ただし、イのただし書は見定する場合は、この限りでない。 ル かご及び昇降路の出入口の戸にガラスがはめ込まれていることにより、かご外にいる者と加にに視覚的に確認できる構造 ラ かご内又は乗降ロビーにかごの昇降がはかにいる者が互いに視覚的に確認できる構造 フ かご内又は乗降ロビーにかごの昇降方向を音声で知らせる装置の設置。ただし、水の子の場合は、この限りでない。 (8) 移動円滑化		員 80 cm以上	ст		
でいての表が乗降ロビーの制御装置 (木を除く。)は、規覚障害者の円滑な操作が可能な構造(点字表示等) ト かご及び具降路の出入口の戸の開 屏時間を延長する機能 デ 乗降ロビーの幅及び集行きの寸法は、それぞれ 150 cm以上 リ かご内の側面に手すりの設置 ヌ かご内にかご及び昇降路の出入口の戸の開 層っただし、イのただし書に規定する場合は、この限りでない。 ル かご及び昇降路の出入口の戸にガラス等がはめ込まれていることとにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造 ア かご内又は乗降ロビーにかごの昇降が力を音声で知らせる装置の設置。ただし、エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。 (3) 移動円滑化 名 上り専用及び下り専用のものをそれぞれ設置。ただし、エルペーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。 (3) 移動円滑化 イ 上り専用及び下り専用のものをそれぞれ設置。ただし、ボタバの時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。 ロ 踏み段を西及びくし板の仕上げは、滑りにくい材料 ハ 昇降口において、3 枚以上の踏み段が同一中面上にある構造 ニ 踏み段は日の境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる構造ホマに投と踏み段との境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる構造ホマに大はと踏み段との境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいこととにより容易に識別できる構造ホマに大はと踏み段との境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいこととにより容易に減別できる構造ホマに大は大きない境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいこととにより容易に減別できる構造ホマに大きでは、は渡した措置)適否をおよりに大きでは、は渡した措置)適否をおよりに大きでは、は渡した措置)適否をおよりに大きでは、は渡した措置)適否をおよりに大きでは、は渡した措置)適否をおよりに大きでは、は渡した措置)適否をおよりに大きないないないないないないないないないないないないないないないないないないない		ホ かご内及び乗降ロビーに車いす使	(高さ)	適 否	
へ かご内及び乗降ロビーの制御装置 (木を除く。)は、規党障害者の円滑 な操作が可能な構造(貞字表示等) ト かご及び昇降路の出入口の戸の開 原時間を延長する機能			ст		
(ホを除く。) は、視覚障害者の円滑な操作が可能な構造(点字表示等)トかご及び鼻降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能 チ 乗降ロビーの幅及び奥行きの寸法は、それぞれ 150 cm以上 リ かご内の側面に手すりの設置 ヌ かご内にかご及び鼻降路の出入口の戸の開閉状態を確認できる鏡の設置上だし、イのただし書に規定する場合は、この限りでない。ルルがこ及び昇降路の出入口の戸にガラス等がはめ込まれていること又はかご外及びかご内に回線を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にはる者が互いに視覚的に確認できる構造 ラ かご内又は乗降ロビーにかごの昇降方向を音をで知らせる装置の設置とだし、エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。イルぞれ股間。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。ロ路み段の表面及びくし板の仕上げは、滑りにくい材料 ハ 昇降口において、3 枚以上の踏み段が同一平面上にある構造 ニ 踏み段の表面及びくし板の仕上げは、滑りにくい材料 ハ 昇降口において、3 枚以上の踏み段が同一平面上にある構造 ニ 踏み段の表が大きいことにより容易に識別できる構造 ホ くし板と踏み段との境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと (講じた措置)適否 (講じた措置)適否 (講じた措置)適否					
な操作が可能な構造(点字表示等) ト かご及び昇降路の出入口の戸の開 扇時間を延長する機能			(表示方法)	適否	
ト かご及び昇降路の出入口の戸の開展時間を延長する機能					
原時間を延長する機能			(-# 1) I III III	\	
# 乗降ロビーの幅及び奥行きの寸法 は、それぞれ 150 cm以上			(講じた措置)	適合	
は、それぞれ 150 cm以上 リ かご内の側面に手すりの設置 ヌ かご内にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認できる鏡の設置。ただし、イのただし書に規定する場合は、この限りでない。 ル かご及び昇降路の出入口の戸にガラス等がはめ込まれていることにより、かご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にに視覚的に確認できる構造 ヲ かご内なに操降ロピーにかごの昇降方向を音声で知らせる装置の設置。ただし、エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。 (8) 移動円滑化経路を構成するエスカレーター (8) 移動円滑化経路を構成するエスカレーター (8) 移動円滑化経路を構成するエスカレーター (8) 移動円滑化経路を構成するエスカレーター (7) 上り専用及び下り専用のものをそれぞれ設置。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。 ロ 踏み段の表面及びくし板の仕上げは、滑りにくい材料 ハ 昇降口において、3 枚以上の踏み段が同一平面上にある構造 ニ 踏み段相互の境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる構造 ホ くし板と踏み段との境界を色の明度、(講じた措置)適否 (講じた措置)適否					
リ かご内の側面に手すりの設置				適 否	
リ かご内の側面に手すりの設置		は、それぞれ 150 cm以上	(奥行き)		
ヌ かご内にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認できる鏡の設置。ただし、イのただし書に規定する場合は、この限りでない。 ル かご及び昇降路の出入口の戸にガラス等がはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造 ヲ かご内又は乗降ロビーにかごの昇降方向を音声で知らせる装置の設置。ただし、エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。 (8) 移動円滑化経路を構成するエスカレーター (8) 移動円滑化経路を構成するエスカレーター (8) 移動円滑化経路を構成するエスカレーター (8) 移動円滑化経路を構成することがない場合は、この限りでない。 ロ 踏み段の表面及びくし板の仕上げは、滑りにくい材料 ハ 昇降口において、3 枚以上の踏み段が同一平面上にある構造 ニ 踏み段相互の境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる構造ホくし板と踏み段との境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと (講じた措置)適否					
の戸の開閉状態を確認できる鏡の設置。ただし、イのただし書に規定する場合は、この限りでない。 ル かご及び昇降路の出入口の戸にガラス等がはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造 ヲ かご内又は乗降ロピーにかごの昇降方向を音声で知らせる装置の設置。ただし、エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。 (8) 移動円滑化 経路を構成するエスカレーター の		リーかご内の側面に手すりの設直 	(講じた措直)	適合	
の戸の開閉状態を確認できる鏡の設置。ただし、イのただし書に規定する場合は、この限りでない。 ル かご及び昇降路の出入口の戸にガラス等がはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造 ヲ かご内又は乗降ロピーにかごの昇降方向を音声で知らせる装置の設置。ただし、エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。 (8) 移動円滑化 経路を構成するエスカレーター の		マーかで内にかで及び見際致の出入口	(形/北)	海丕	
置。ただし、イのただし書に規定する 場合は、この限りでない。 ル かご及び昇降路の出入口の戸にガラス等がはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する 設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が 互いに視覚的に確認できる構造 ヲ かご内又は乗降ロビーにかごの昇降方向を音声で知らせる装置の設置。ただし、エレベーターの停止する階が 2 のみである場合は、この限りでない。 (8) 移動円滑化 経路を構成するエスカレーター ター (諸じた措置) 適否 (講じた措置) 適否 (は上げ材) 適否 (は上げ材) 適否 (講じた措置) 適否			1		
場合は、この限りでない。 ル かご及び昇降路の出入口の戸にガラス等がはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造 ヲ かご内又は乗降ロビーにかごの昇降方向を音声で知らせる装置の設置。ただし、エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。 (講じた措置) 適否 (講じた措置) 適否 (講じた措置) である場合は、この限りでない。 (本社設置。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。 口路み段の表面及びくし板の仕上げは、滑りにくい材料 ハ 昇降口において、3 枚以上の踏み段が同一平面上にある構造 三路み段相互の境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる構造 ホ くし板と踏み段との境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと (講じた措置) 適否 (講じた措置) 適否 (
ル かご及び昇降路の出入口の戸にガラス等がはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とにより、かご外にいる者とがご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造 フルに視覚的に確認できる構造 アルベーターの停止する設置。ただし、エレベーターの停止する設置。ただし、大とり専用及び下り専用のものをそれぞれ設置。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。 ロ 踏み段の表面及びくし板の仕上げは、滑りにくい材料 ハ 昇降口において、3 枚以上の踏み段が同一平面上にある構造 ニ 踏み段相互の境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる構造 ホ くし板と踏み段との境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと (講じた措置) 適否 (講じた措置) 適否 (講じた措置) 適否 (講じた措置) 適否					
ラス等がはめ込まれていること又は かご外及びかご内に画像を表示する 設備が設置されていることにより、 かご外にいる者とかご内にいる者が 互いに視覚的に確認できる構造 ヲ かご内又は乗降ロビーにかごの昇			(講じた措置)	適否	
かご外及びかご内に画像を表示する 設備が設置されていることにより、 かご外にいる者とかご内にいる者が 互いに視覚的に確認できる構造 フ かご内又は乗降ロビーにかごの昇 降方向を音声で知らせる装置の設置。 ただし、エレベーターの停止する階が 2のみである場合は、この限りでない。 (8) 移動円滑化 経路を構成するエスカレーター ター イ 上り専用及び下り専用のものをそれぞれ設置。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。 ロ 踏み段の表面及びくし板の仕上げは、滑りにくい材料 ハ 昇降ロにおいて、3 枚以上の踏み段が同一平面上にある構造 二 踏み段相互の境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる構造 ホ くし板と踏み段との境界を色の明度、(講じた措置) 適否 (講じた措置) 適否 (講じた措置) 適否		ラス等がはめ込まれていること又は	(3.7 5 7 5 7 2 7 2 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		
かご外にいる者とかご内にいる者が 互いに視覚的に確認できる構造 ヲ かご内又は乗降ロビーにかごの昇 降方向を音声で知らせる装置の設置。 ただし、エレベーターの停止する階が 2のみである場合は、この限りでない。 (講じた措置) 適否 (講じた措置) 適否 (本され設置。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。 ロ 踏み段の表面及びくし板の仕上げは、滑りにくい材料 ハ 昇降ロにおいて、3 枚以上の踏み段が同一平面上にある構造 ニ 踏み段相互の境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる構造 ホ くし板と踏み段との境界を色の明度、色補又は彩度の差が大きいこと (講じた措置) 適否 (講じた措置) 適否 (講じた措置) 適否					
□ 互いに視覚的に確認できる構造 □ かご内又は乗降ロビーにかごの昇降方向を音声で知らせる装置の設置。ただし、エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。 □ 移動円滑化経路を構成するエスカレーター □ おみ段の表面及びくし板の仕上げは、滑りにくい材料 □ 対けにくい材料 □ 対けにある構造 □ 踏み段相互の境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる構造 □ 大し板と踏み段との境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと □ 体表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に		設備が設置されていることにより、			
フールで内又は乗降ロビーにかごの昇降方向を音声で知らせる装置の設置。ただし、エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。		かご外にいる者とかご内にいる者が			
降方向を音声で知らせる装置の設置。 ただし、エレベーターの停止する階が 2のみである場合は、この限りでない。 (8) 移動円滑化 経路を構成するエスカレーター ター 「は、からに移動することがない場合は、この限りでない。 「ロがみ段の表面及びくし板の仕上げは、滑りにくい材料 「ハー・昇降口において、3 枚以上の踏み段が同一平面上にある構造 「ニがみ段相互の境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる構造 「ホーくし板と踏み段との境界を色の明度、(講じた措置) 適否 (講じた措置) 適否 (講じた措置) 適否 (講じた措置) 適否 (講じた措置) 適否		互いに視覚的に確認できる構造			
降方向を音声で知らせる装置の設置。 ただし、エレベーターの停止する階が 2のみである場合は、この限りでない。 (8) 移動円滑化 経路を構成するエスカレーター ター 「は、からに移動することがない場合は、この限りでない。 「ロがみ段の表面及びくし板の仕上げは、滑りにくい材料 「ハー・昇降口において、3 枚以上の踏み段が同一平面上にある構造 「ニがみ段相互の境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる構造 「ホーくし板と踏み段との境界を色の明度、(講じた措置) 適否 (講じた措置) 適否 (講じた措置) 適否 (講じた措置) 適否 (講じた措置) 適否		ヲ かご内又は乗降ロビーにかごの昇	(講じた措置)	適否	
2のみである場合は、この限りでない。		降方向を音声で知らせる装置の設置。			
(8) 移動円滑化		ただし、エレベーターの停止する階が			
経路を構成するエスカレーター 方向に移動することがない場合は、この限りでない。 口 踏み段の表面及びくし板の仕上げは、滑りにくい材料 ハ 昇降口において、3 枚以上の踏み段が同一平面上にある構造 二 踏み段相互の境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる構造 ホ くし板と踏み段との境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと (講じた措置) 適否 (講じた措置) 適否		2のみである場合は、この限りでない。			
経路を構成するエスカレーター 方向に移動することがない場合は、この限りでない。 口 踏み段の表面及びくし板の仕上げは、滑りにくい材料 ハ 昇降口において、3 枚以上の踏み段が同一平面上にある構造 二 踏み段相互の境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる構造 ホ くし板と踏み段との境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと (講じた措置) 適否 (講じた措置) 適否	(8) 移動円滑化	イ 上り専用及び下り専用のものをそ	(護1.4-措置)	適否	
カー 方向に移動することがない場合は、			(117 0 / 2 / 11 12 /	~ 1	
ター この限りでない。 □ 踏み段の表面及びくし板の仕上げは、滑りにくい材料 ハ 昇降口において、3 枚以上の踏み段が同一平面上にある構造 ニ 踏み段相互の境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる構造 ホ くし板と踏み段との境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと (講じた措置) 適否 (講じた措置) 適否 (講じた措置) 適否					
□ 踏み段の表面及びくし板の仕上げは、滑りにくい材料 ハ 昇降口において、3 枚以上の踏み段が同一平面上にある構造 ニ 踏み段相互の境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる構造 ホ くし板と踏み段との境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと (講じた措置) 適 否 (講じた措置) 適 否 (講じた措置) 適 否					
ハ 昇降口において、3 枚以上の踏み段が同一平面上にある構造			(仕上げ材)	適否	
が同一平面上にある構造 二 踏み段相互の境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる構造 ホ くし板と踏み段との境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと (講じた措置) 適否		は、滑りにくい材料			
コ 踏み段相互の境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる構造ホ くし板と踏み段との境界を色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと (講じた措置) 適 否		ハ 昇降口において、3枚以上の踏み段	(講じた措置)	適否	
相又は彩度の差が大きいことにより 容易に識別できる構造 ホ くし板と踏み段との境界を色の明 度、色相又は彩度の差が大きいこと (講じた措置) 適 否		が同一平面上にある構造			
容易に識別できる構造 ホ くし板と踏み段との境界を色の明 (講じた措置) 適 否 度、色相又は彩度の差が大きいこと			(講じた措置)	適否	
ホ くし板と踏み段との境界を色の明 度、色相又は彩度の差が大きいこと (講じた措置) 適 否					
度、色相又は彩度の差が大きいこと					
			(講じた措置)	適 否	
により谷易に識別できる構造					
		により谷易に識別でさる構造		 	

	ヘ エスカレーターの上端及び下端に	(講じた措置)	適否
	近接する通路の床面等にエスカレー		
	ターへの進入の可否を表示。ただし、		
	上り又は下り専用エスカレーターで		
	ない場合は、この限りでない。		
	ト 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員)	適否
	I HANTER OF SHIPLE		m ~ L L
	チ 踏み段の面は、車いす使用者が円	(講じた措置)	適否
	滑に昇降するために必要な広さとす		
	ることができ、かつ、車止めのある構		
	造		
2 通 路	イ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否
	ロ 段を設ける場合は、踏面の端部と	(講じた措置)	適否
	その周囲の部分との色の明度、色相		
	又は彩度の差が大きいことにより段		
	が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出		
	しその他のつまづきの原因となるも		
	のを設けない構造		
3 傾 斜 路	イ 両側に高さ80cm程度の手すりの設	(講じた措置)	適 否
(階段に代わり、又	置。ただし、構造上やむを得ない場合	(時じた旧屋)	
はこれに併設する	は、この限りでない。		
ものに限る。)	ロ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否
ものに見る。)	日、衣面の仕工がは、消がにくい物料		
	ハ 傾斜路の勾配部分は、その踊り場	(講じた措置)	適否
	及び当該傾斜路に接する通路との色	\\	
	の明度、色相又は彩度の差が大きい		
	ことにより識別しやすい構造		
	二両側に立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適否
		(47.0)(37.11.11)	
4 エスカレーター	エスカレーターの行き先及び昇降方	(講じた措置)	適否
	向を音声により知らせる設備を設置		
5 階 段	イ 両側に高さ80㎝程度の手すりの設	(講じた措置)	適否
	置。ただし、構造上やむを得ない場合		
	は、この限りでない。		
	ロ 手すりの端部付近に階段の通ずる	(講じた措置)	適否
	場所を示す点字の設置		~ ~
	ハ回り段の禁止。ただし、構造上やむ	(講じた措置)	適否
	を得ない場合は、この限りでない。		~- "
	ニ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否
	一 农田の住土がは、州 がにている	(420)	
	── ホ 側面が壁でない場合は、立ち上げ	(講じた措置)	適否
	等の設置		~ -
	へ 踏面の端部とその周囲の部分との	(講じた措置)	適否
	色の明度、色相又は彩度の差が大き	(11.0.0,12.0)	
	いことにより段が識別しやすく、か		
	つ、段鼻の突き出しその他のつまず		
	きの原因となるものを設けない構造		
	ト照明設備が設けられていること。	(講じた措置)	適否
			_ [
•	•	·	

		<u> </u>		
6 視覚障害者誘導 用ブロック等	(1) 公共用通路と公共車両等の乗降	(講じた措置)	適否	
用ノロック寺	口との間の経路を構成する通路等			
	に視覚障害者誘導用ブロック(日本			
	産業規格 T9251 に適合するものに限			
	る。)の敷設又は音声その他の方法			
	により視覚障害者を誘導する装置			
	の設置。ただし、視覚障害者の誘導			
	を行う者が常駐する2以上の設備が			
	ある場合で、設備間の誘導が適切に			
	実施される通路等の部分は、この限			
	りでない。			
	(2) (1)に規定する通路とエレベータ	(講じた措置)	適 否	
	一の乗降ロビーに設ける制御装置、			
	7の(5)に規定する設備、便所の出			
	入口及び乗車券等販売所との間の			
	経路を構成する通路等に視覚障害			
	者誘導用ブロックの敷設。ただし、			
	(1)のただし書に規定する場合は、			
	この限りでない。			
	(3) 階段、傾斜路及びエスカレーター	(講じた措置)	適否	
	の上端及び下端に近接する通路等			
	に点状ブロックの敷設			
	(4) 旅客船ターミナルにおいては、乗	(敷設しない筒	適否	
	降用設備その他波浪による影響に	(敷設しない固 所)	地台	
		(ועד		
	より旅客が転倒するおそれがある			
	場所については(1)から(3)までの			
	規定にかかわらず、視覚障害者誘導			
	用ブロックを敷設しないことがで			
	きる。			
7 案内設備	(1) 公共車両等の運行の情報を文字	(講じた措置)	適 否	
	等で表示する設備及び音声で提供			
	する設備の設置。ただし、電気設備			
	がない場合その他技術上の理由に			
	よりやむを得ない場合は、この限り			
	でない。			
	(2) エレベーター等の昇降機、傾斜	(講じた措置)	適 否	
	路、便所、乗車券等販売所、待合所、			
	案内所若しくは休憩設備(以下「移			
	動円滑化のための主要な設備」とい			
	う。)又は(4)に規定する案内板そ			
	の他の設備の付近に当該施設があ			
	ることを表示する標識の設置			
	(3) (2)に定める標識は日本産業規格	(講じた措置)	適 否	
	Z8210 に適合すること。			
	(4) 公共用通路に直接通ずる出入口	(講じた措置)	適否	
	又は改札口付近に(2)に規定する移		~= 1	
	動円滑化のための主要な設備の配			
	置を表示した案内板等の設置。ただ			
	し、設備の配置が容易に視認できる			
	場合は、この限りでない。			
	(5) 公共用通路に直接通ずる出入口	(講じた措置)	適 否	
	の付近その他の適切な場所に公共			
	交通機関の施設の構造及び主要な			
	設備の配置を音、点字その他の方法			
	により視覚障害者に示すための設			
	備の設置		<u> </u>	
8 便 所		 		
	†近に男女用の区別(当該区別がある場合	(講じた措置)	海不	
	J近に男女用の区別(当該区別かめる場合 造を音、点字その他の方法により視覚障	(碑した哲直)	適 否	
害者に示すための	ノ政 浦 V 政 恒	I	 	

三 重 県 公 報

ロー1 多機能便房	
	造及び設備を有する便所(多機能便 房)を1以上(男女用の区別がある場
	合は、それぞれ1以上)設置 (イ) 車いす使用者が利用できる十分 な空間(直径150cm以上の円が内接 でき、かつ便器の前方に120cm以上 の距離があるもの)の確保並びに設 備機器類が適切な位置及び高さに 配置
	(設置設備) ①腰掛け便座 ②手すり(L字型手 すり及び可動式手すり)③洗浄装置 ④鏡 ⑤洗面器 ⑥操作容易な水栓 器具⑦非常通報装置 ⑧施錠装置 ⑨ペーパーホルダー
	(ロ) 出入口の有効幅員 80 cm以上、かつ、車いす使用者に支障となる段の禁止
	(n) 戸を設ける場合は、自動開閉又は 車いす使用者等が円滑に開閉して通 過できる構造
	(二) 出入口付近に多機能便房が設置 されている旨の表示
	(ホ) 洗面器は、車いす使用者が利用し やすい高さ及び下部に空間を確保し た構造
口一2 一般便所	便所を設ける場合は、各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を 1 以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置。ただし、当該便所内に(ロー1)に定める構造の便房を設ける場合は、この限りでない。
ロー3 男子用小 便器	男子用小便器を設ける場合は、両 側 手すり付きの床置式小便器、壁掛式小 便器(受け口の高さが 35cm 以下のもの
	に限る。)その他これに類する小便器を 1以上設置
ロー4 便所内の 洗面器の構造	(イ) カウンター埋込み式又は手すりを設置。ただし、多機能便房内に設けられた洗面器は、この限りでない。
	(ロ) レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置
ハ 1 の(1)に規 定する移動円滑 化経路と多機能 便房が設けられ た便所との間の 経路のうち1以	(イ) 有効幅員 140 cm以上 (構造上やむを得ない場合で、車いすが転回できる部分を通路の末端付近及び 50 m以内ごとに設けるときは、120 cm以上)
上の構造	① 有効幅員90cm以上(構造上やむを得ない場合は、80cm以上) ② 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造

1		ı
(設置数) 男子用 女子用	適否	
男女兼用 (十分な空間) 内接する円の直	適否	
径 cm		
便器の前方		
cm		
(設置設備)		
(有効幅員)	適否	
(段差処理)		
(開閉方法)	適否	
(表示方法)	適否	
(高さ) cm (下部空間の寸 法)	適否	
(設置数) 男子用 女子用	適否	
(設置数) (便器形式)	適否	
(構造)	適否	
(構造)	適否	
(有効幅員) cm	適否	
(有効幅員)	適否	
(開閉方法)	適否	
ı	I	ļ

1 1			
	(ハ) 車いす使用者に支障となる段の 禁止。ただし、構造上やむを得ず段 を設ける場合で、傾斜路を併設する	(段差処理)	適否
	ときは、この限りでない。 ① 傾斜路の有効幅員は 120cm 以上 (段併設の場合は、90cm 以上)	(有効幅員) c	適否
	② 傾斜路のこう配は1/12(高さ	(こう配)	適 否
	16cm以下の場合は、1/8)を超えないこと。		
	③ 傾斜路の高さ75㎝以内ごとに踏	(高さ) c	m 適否
	幅150cm以上の踊り場を設けるこ		
	と。	7-8-1-87	em
	(二) 照明設備が設けられていること。	(講じた措置)	適否
二 便所内の乳幼		(設置数)	適否
児いす等及び乳			
│		 (設置数)	適否
が、5,000 人以上	() 10 3300 7 10 03 0 20 32 2 1 2 1	男子用	地口
の施設)		女子用	
		多機能	
	(ロ) 乳幼児ベッド等を1以上設置。た	(設置数)	適否
	だし、便所以外におむつ替えのでき	男子用	
	る場所を設ける場合は、この限りで ない。	女子用 多機能	
	(ハ) 便房及び便所の出入口付近に乳	(表示方法)	適否
	幼児いす等又は乳幼児ベッド等が	(23,73,127)	
	設置されている旨の表示		
ホーオストメイト		(設置数)	適否
対応の設備	浄設備のある便房を 1 以上(男女用の	男子用	
	区別があるときは、それぞれ 1 以上) 設 置	女子用 多機能	
			\ \
	(イ) 汚物流し(既存便所の改修を行う 場合等で構造上やむを得ないとき	(設置設備)	適否
	は、簡易洗浄装置とすることができ		
	る。)を設置		
	(ロ) 便房及び便所の出入口付近にオ	(表示方法)	適否
	ストメイト対応の設備が設置され ている旨の表示		
	(ハ) 設置されることが望ましい設備	(設置設備等)	
	等 ①温水シャワー付き水栓器具 ②		
	手荷物棚 ③衣服を掛けるための		
	フック ④大きめの汚物入れ ⑤		
	姿見用鏡 ⑥ペーパーホルダー		
	⑦石けん水入れ ⑧チェンジング		
	ボード又は大人用介護ベットなど 着替えをするための台		
0 垂声光体に言い	111111111111111111111111111111111111111	/∃n. == ¥+ \	
9 乗車券等販売所、 待合所及び案内所	乗車券等販売所、待合所及び案内所を 設ける場合は、それぞれ1以上は、次に	(設置数) 	適否
可口が及い未内が	定める構造		
	イ 移動円滑化経路と当該設備との		+ + +
	間の1以上の通路は、次に定める構		
	造		
	(イ) 有効幅員 140 cm以上 (構造上	(有効幅員)	適否
	やむを得ない場合で、車いすが 転回できる部分を通路の末端	CI	"
	付近及び50m以内ごとに設ける		
	ときは、120 cm以上)		
		•	

三 重 県 公 報

	(ロ) 戸を設ける場合の当該戸の		
	構造		
	① 有効幅員 90 cm以上 (構造上 やむを得ない場合は、80 cm以	(有効幅員) cm	適否
	上)	GIII	
	② 自動開閉又は車いす使用者	(開閉方法)	適否
	等が円滑に開閉して通過でき		
	る構造	(50. 关加 7円)	`
	(n) 車いす使用者に支障となる 段の禁止。ただし、構造上やむ	(段差処理)	適否
	を得ず段を設ける場合で、傾斜		
	路を併設するときは、この限り		
	でない。 (二) 照明設備が設けられている	 	適否
	(二) 照明設備が設けられている	(神した指単)	
	ロ 出入口を設ける場合は、そのうち		
	1以上は、次に定める構造		
	(イ) 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員)	適否
	(ロ) 戸を設ける場合の当該戸の構	cm	
	造		
	a 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員)	適否
	 b 自動開閉又は車いす使用者等が	(開閉方法)	適否
	円滑に開閉して通過できる構造	(1)114171747	
	(ハ) 車いす使用者に支障となる段	(段差処理)	適否
	の禁止。ただし、構造上やむを得 ず段を設ける場合で、傾斜路を		
	併設するときは、この限りでな		
	い。		
	ハ カウンターを設ける場合は、1以	(高さ)	適否
	上を車いす使用者の円滑な利用に 適した構造。ただし、常時勤務する	m (下部空間の寸	
	者が容易にカウンター前に出て対	法)	
	応できる場合は、この限りでない。		
	二 乗車券等販売所又は案内所(勤 務する者を置かないものを除	(講じた措置)	適否
	より意思疎通を図るための設備		
	を備えるとともに、当該設備を保		
	有している旨を当該乗車券等販 売所又は案内所に表示		
10 券 売 機	券売機を設ける場合は、1以上を障害	 (高さ)	<u> </u>
	者、高齢者等の円滑な利用に適した構		
	造。ただし、販売を行う者が常時対応	cm ⟨★₩₩₩₩₩	
	│し、車いす使用者の円滑な利用に適し │ │た構造の窓口が設置されている場合 │	(下部空間の寸 法)	
	は、この限りでない。		
11 休憩施設	障害者、高齢者等の休憩の用に供す	(講じた措置)	適否
	る施設を1以上設置。ただし、旅客の円		
	滑な流動に支障を及ぼすおそれのある 場合は、この限りでない。		
12 改 札 口	(1) 移動円滑化経路上に改札口を設け	 (有効幅員)	適否
	る場合は、1以上の改札口の有効幅員	cm	
	80 ㎝以上		
	(2) 自動改札機を設ける場合は、当該	(表示方法)	適否
	自動改札機又はその付近に、当該自 動改札機への進入の可否を容易に識		
	別できる方法で表示		
İ		ı	

13 乗 降 場		<u> </u>			
(1) 鉄道駅のプラ ットホーム	イ プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口床面の縁端との間隔は、できる限り小さくすること。(やむを得ず間隔が大きい場合は、警告のための設備を設置)	(in	構じた措置)	適否	
	ロ プラットホームと鉄道車両の乗降 口床面とは、できる限り平らとすること。	(Ē	構じた措置)	適否	
	ハ プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、乗降を円滑にするための設備を1以上設置。ただし、構造上やむを得ない場合は、この限りでない。		構じた措置)	適否	
	ニ 排水のための横断こう配は、1%を標準とすること。 ただし、ホームドア、可動式ホームさくを設置した場合等は、この限りでない。	(柞	黄断こう配) %	適否	
	ホ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(1:	士上げ材)	適否	
	へ ホームドア、可動式ホームさく、内 方線付き点状ブロック(日本産業規格 T9251 に適合するものに限る。)等視 覚障害者の転落防止設備の設置(発着 するすべての鉄道車両の旅客用乗降 口の位置が一定しており、鉄道車両を 自動的に一定の位置に停止させるこ とができるプラットホーム(鋼索鉄道 に係るものを除く。)にあっては、旅 客の円滑な流動に支障を及ぼすお式 れがない限り、ホームドア又は可動式 ホームさくを設けること。)	(ind	構じた措置)	適否	
	ト プラットホームの線路側以外の端 部に転落防止さくの設置。ただし、階 段を設けた場合等旅客の転落のおそ れがない場合は、この限りでない。	(=	構じた措置)	適否	
	チ 列車の接近を文字等及び音声により警告する設備の設置。ただし、ホームドア、 可動式ホームさくを設置した場合等は、この限りでない。	()	構じた措置)	適否	
	リ 照明設備が設けられていること。	(Ē	構じた措置)	適否	
	ヌ 列車に車いす使用者が利用する部分を設ける場合は、当該部分に通ずる乗降口の位置をプラットホーム上に表示。ただし、当該位置が一定していない場合は、この限りでない。	(in	構じた措置)	適否	
(2) バスターミナルの乗降場	イ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(1:	土上げ材)	適否	
	ロ 乗降場の縁端のうち、自動車用場所 に接する部分にさく、点状ブロック等 視覚障害者の進入を防止する設備の 設置	(Ē	構じた措置)	適否	
	ハ 車いす使用者が円滑に乗降できる 構造	(i	構じた措置)	適否	

(3) 旅客船ターミ ナルの乗降用 設備	イ 車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できること。ただし、構造 上の理由によりやむを得ない場合に は、この限りでない。	(講じた措置)	適否	
	口 有効幅員 90 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	ハ 高さ80cm程度の手すりの設置	(講じた措置)	適否	
	ニ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	ホ 視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所に転落を防止するためのさく、点状ブロック等の設備の設置	(講じた措置)	適否	

宝 宝

(福仁野田)

(その一)の改正規定は、令和元年九月一日から施行する。1、この規則は、令和元年七月一日から施行する。ただし、別表第二第一の「い 客室」の項及び第二号様式

(陞唱推圖)

- にかかわらず、なお従前の例による。正後の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定ンのまちづくり推進条例(平成十一年三重県条例第二号)第十七条に規定する整備基準は、この規則による改大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替については、第六条及び三重県ユニバーサルデザイで公共的施設とする場合を含む。)、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第十四号に規定する2、この規則の施行の際現に工事中の公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更(施設の用途を変更)
- ず、なお従前の例による。
 Β この規則の施行の際現に存する公共的施設については、第八条の規定は、改正後の規則の規定にかかわら
- の規則に基づいて提出された整備基準適合表等とみなす。 則(汝項において「改正前の規則」という。)の規定に基づいて提出されている整備基準適合表等は、改正後4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規
- 整をして使用することができる。5 この規則の施行の目前に、改正前の規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年六月二十五日

三重県知事 龄 木 英 欽

三重県規則第十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

する。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成四年三重県規則第四十八号の二)の一部を次のように改正

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

111 (最終処分場の埋立処分終了届出台帳の調製) (最終処分場の埋立処分終了届出台帳の調製) 第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十 五年法律第百三十七号。以下「法」という。) <u>第十</u> 五年法律第百三十七号。以下「法」という。) <u>第十</u> <u> 九条の十二第一項</u>の規定により知事が調製する台帳 <u> 九条の十一第一項</u>の規定により知事が調製する台帳 (以下「届出台帳」という。) は、最終処分場の埋 (以下「届出台帳」という。) は、最終処分場の埋 立処分終了届出台帳(第一号様式)のとおりとす 立処分終了届出台帳(第一号様式)のとおりとす \mathcal{N}_{\circ} \mathcal{M}_{\circ} (届出行帳の盟汽等) (届出台帳の閲覧等) 第二条 法第十九条の十二第三項の規定による届出第二条 法第十九条の十一第三項の規定による届出 台帳の閲覧の請求は、最終処分場の埋立処分終了 台帳の閲覧の請求は、最終処分場の埋立処分終了 届出台帳閲覧請求書(第二号様式)によるものと 届出台帳閲覧請求書(第二号様式)によるものと やん。 やる。 ひ~の (器) ひ~の (器)

無一中様式中「日本工業規格」や「日本産業規格」に対める。

無口中継紀日「第19条の11第3項」や「第19条の12第3項」と、「日本工業規格」や「日本産業規格」と お名い。

第三号様式から第十二号様式までの規定中「田本日兼法路」を「田本開業温客」に改める。

宝 宝

(福仁型口)

める部分に限る。)は、令和元年七月一日から施行する。 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式の改正規定(「田科川継法本」を「田科剛維法本」に改

(凝過推圖)

- 正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された請求書等とみなす。行細則(汝項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている請求書等は、この規則による改と 前項ただし書に規定する施行日において現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施
- 所要の調整をして使用することができる。
 Β 附則第一項ただし書に規定する施行日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、

告 示

三重県告示第 126 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)第 35 条の 10 第 1 項の 規定により、液化石油ガス販売事業者の保安の確保の方法等の認定の取消しを次のとおり行いました。

令和元年6月25日

三重県知事 鈴 木 英 敬

販売事業者の名称	所在地	認定取消年月日	保安確保機器の設置及び管理 の方法の別
伊賀ふるさと農業協同組 合	伊賀市平野西町1番1	令和元年6月13日	液化石油ガスの保安の確保及 び取引の適正化に関する法律 施行規則第 46 条第 1 号 (第 一号認定)

三重県告示第 127 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる 機関を指定しました。

令和元年6月25日

三重県知事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
川戸レディースクリニック	四日市市別名一丁目 16-11	令和元年5月1日
津坂眼科	津市藤方 1535-2	平成 31 年 1 月 15 日
津みなみ眼科	津市高茶屋小森町 145 番地 イオンモー ル津南 2 階	平成 31 年 4 月 1 日
くろい歯科クリニック	多気郡多気町相可 793 番地 5	平成 31 年 4 月 1 日
さざんか薬局	四日市市生桑町 108-2	令和元年6月1日
まっぷ薬局	鈴鹿市道伯 5 丁目 24-23	令和元年5月1日

三重県告示第 128 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和元年6月25日

三重県知事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
ジップドラッグみたき薬局	四日市市生桑町神田 899-1	ココカラファイン薬局みたき店	平成 31 年 4 月 1 日

三重県告示第 129 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和元年6月25日

三重県知事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称 所在地 廃止年月日

津坂内科眼科医院	津市藤方 1535-2	平成 31 年 1 月 14 日
北村内科循環器科	津市白塚町白池 31-123	平成 31 年 3 月 31 日
津みなみ眼科	津市高茶屋小森町 145 番地 イオンモール津南 2 階	平成 31 年 3 月 31 日
平沢歯科	津市本町 35-12 丸善ビル 3F	平成 31 年 4 月 13 日
くろい歯科クリニック	多気郡多気町相可西巡り 793-5	平成 31 年 3 月 31 日
みえ医療福祉生協 訪問看護ステーションつくし	桑名市陽だまりの丘2丁目2304番地	平成 31 年 4 月 30 日

三重県告示第 130 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和元年6月25日

三重県知事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
医療法人社団藤田歯科	伊勢市常磐2丁目13番7号	平成 31 年 4 月 23 日

三重県告示第 131 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和元年6月25日

三重県知事 鈴 木 英 敬

指定が関の	个護機 名 称	所在地	申請(開設)者名	申請 (開設) 者の主たる事務所の所在地	指 定年月日	事業 (サービ ス) の種類
デイ <i>/</i> 沙羅	ヽウス	鈴鹿市安塚町 638-16	有限会社 イトーファーマシー	鈴鹿市安塚町 638-16	令和元年 6月1日	認知症対応型通 所介護
デイ <i>,</i> 沙羅	ヽウス	鈴鹿市安塚町 638-16	有限会社 イトーファーマシー	鈴鹿市安塚町 638-16	令和元年 6月1日	介護予防認知症 対応型通所介護

三重県告示第 132 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和元年6月25日

三重県知事 鈴 木 英 敬

指定介護機関の		事業(サ	***	変更内容		変 更
名称	申請(開設)者名	ービス)の種類	変更事項	新	IB	年月日
いなべ市地域包括 支援センター	社会福祉法人 い なべ市社会福祉協 議会	介護予防支援	所在地	いなべ市北勢町 阿下喜 31 番地	いなべ市北勢町 阿下喜 2624 番地 2	令和元年 5 月 7 日
にじのさと桑名サ ービスセンター	株式会社日本エル ダリーケアサービ ス	訪問介護	主たる事務 所の所在地	東京都港区芝公 園三丁目 4番30 号32芝公園ビル 7階	東京都千代田区 永田町一丁目 11 番 30 号 サウス ヒル永田町 5F	平成 31 年 4 月 2 日

三重県告示第 133 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和元年6月25日

三重県知事 鈴 木 英 敬

	桑名市東方 1529-1 ハイツアザレア 302	東京都港区芝公園三丁 目 4 番 30 号 32 芝公 園ビル 7 階	訪問介護	平成 31 年 3 月 31 日
	桑名市東方 1529-1 ハイツアザレア 302	東京都港区芝公園三丁 目 4番30号 32芝公 園ビル7階	訪問型サービス(独自)	平成 31 年 3 月 31 日

三重県告示第 134 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において準用する生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の 規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和元年6月25日

三重県知事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
川戸レディースクリニック	四日市市別名一丁目 16-11	令和元年5月1日
津坂眼科	津市藤方 1535-2	平成 31 年 1 月 15 日
津みなみ眼科	津市高茶屋小森町 145 番地 イオンモー ル津南 2 階	平成 31 年 4 月 1 日
くろい歯科クリニック	多気郡多気町相可 793 番地 5	平成 31 年 4 月 1 日
さざんか薬局	四日市市生桑町 108-2	令和元年6月1日
まっぷ薬局	鈴鹿市道伯 5 丁目 24-23	令和元年5月1日

三重県告示第 135 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において準用する生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の 2の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和元年6月25日

三重県知事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
ジップドラッグみたき薬局	四日市市生桑町神田 899-1	ココカラファイン薬局みたき店	平成31年4月1日

三重県告示第 136 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において準用する生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の 2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和元年6月25日

三重県知事 鈴 木 英 敬

	= = 10.70	3 21 11 20
指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
津坂内科眼科医院	津市藤方 1535-2	平成 31 年 1 月 14 日
北村内科循環器科	津市白塚町白池 31-123	平成 31 年 3 月 31 日
津みなみ眼科	津市高茶屋小森町 145 番地 イオンモール津南 2 階	平成 31 年 3 月 31 日
平沢歯科	津市本町 35-12 丸善ビル 3F	平成 31 年 4 月 13 日
くろい歯科クリニック	多気郡多気町相可西巡り 793-5	平成 31 年 3 月 31 日
みえ医療福祉生協 訪問看護ステーションつくし	桑名市陽だまりの丘2丁目2304番地	平成 31 年 4 月 30 日

三重県告示第 137 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において準用する生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の 2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和元年6月25日

三重県知事 鈴 木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
医療法人社団藤田歯科	伊勢市常磐2丁目13番7号	平成 31 年 4 月 23 日

三重県告示第 138 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において準用する生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の 2第1項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を 担当させる機関を指定しました。

令和元年6月25日

三重県知事 鈴 木 英 敬

指定介護機 関 の 名 称	所在地	申請(開設)者名	申請 (開設) 者の主たる 事務所の所在地	指 定年月日	事業 (サービ ス) の種類
デイハウス 沙羅	鈴鹿市安塚町 638-16	有限会社 イトーファーマシー	鈴鹿市安塚町 638-16	令和元年 6月1日	認知症対応型通 所介護
デイハウス 沙羅	鈴鹿市安塚町 638-16	有限会社 イトーファーマシー	鈴鹿市安塚町 638-16	令和元年 6月1日	介護予防認知症 対応型通所介護

三重県告示第 139 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において準用する生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の 2(同法第54条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等 の変更の届出がありました。

令和元年6月25日

三重県知事 鈴 木 英 敬

指定介護機関の	1 7	事業(サ	変更内容		変更	
名称	申請(開設)者名	ービス) の 種 類	変更事項	新	旧	年月日
いなべ市地域包括 支援センター	社会福祉法人 いなべ市社会福祉協 議会	介護予防 支援	所在地	いなべ市北勢町 阿下喜 31 番地	いなべ市北勢町阿 下喜 2624 番地 2	令和元年 5月7日
にじのさと桑名サ ービスセンター	株式会社日本エル ダリーケアサービ ス	訪問介護	主たる事務所の所在地	東京都港区芝公 園三丁目 4番30 号32芝公園ビ ル7階	東京都千代田区永 田町一丁目 11番 30号 サウスヒ ル永田町 5F	平成 31 年 4 月 2 日

三重県告示第 140 号

農産物検査法(昭和 26 年法律第 144 号)第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和元年6月25日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成14年7月30日 第10号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社 ミエライス	代表取締役社長 前川 昌治	津市庄田町 1957 番地

- 3 変更内容
- (1) 代表者の変更

代表取締役社長 前川 昌治

(2) 農産物検査員の抹消

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
中原 奨也		玄米	K2430435

三重県告示第 141 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県尾鷲建設事務所及び尾鷲市役所に備え置いて、告示の日から30日間縦覧に供します。

令和元年6月25日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 急傾斜地崩壊危険区域の名称
 宮の上地区急傾斜地崩壊危険区域(追加)
- 2 区域の所在地尾鷲市宮ノ上町
- 3 区域の土地の表示

尾鷲市宮ノ上町 1373 番 15 の一部、1373 番 16 の一部、1373 番 17 の一部、1374 番 1 の一部、1374 番 4 の一部、1374 番 5 の一部、1374 番 6 の一部、1374 番 7 の全部、1374 番 8 の全部、1374 番 9 の一部、1374 番 10 の一部、1374 番 12 の一部、1374 番 13 の一部、1374 番 15 の一部、1374 番 16 の一部、1374 番 17 の一部、1374 番 18 の一部、1374 番 19 の一部及び 1376 番 3 の一部の土地

三重県告示第 142 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県尾鷲建設事務所及び紀北町役場に備え置いて、告示の日から30日間縦覧に供します。

令和元年6月25日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 急傾斜地崩壊危険区域の名称
 馬瀬16地区急傾斜地崩壊危険区域
- 区域の所在地 北牟婁郡紀北町馬瀬
- 3 区域の土地の表示

北牟婁郡紀北町馬瀬字節桂山 1030 番 1 の一部、1032 番 1 の一部及び 1033 番 1 の一部の土地、字上手広 1034 番の一部、1035 番 2 の一部、1035 番 3 の一部、1035 番 4 の一部、1036 番 1 の一部、1053 番 1 の一部及び 1054 番 1 の一部の土地並びにこれらに介在する公有地

内水面告示

三重県内水面漁場管理委員会告示第1号

コイ(マゴイ及びニシキゴイをいいます。以下同じ。) の持出し、放流等について、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 67 条第 1 項及び第 130 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和元年6月25日

三重県内水面漁場管理委員会会長 平 野 金 人

- 1 指示の内容
- (1) 持出しの制限

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面(ただし、奈良県知事及び和歌山県知事に漁場の管轄を委任した水面(名張川及び熊野川の一部)を除く。)

から持ち出したコイを、他の水域へ放流してはならない。

ただし、公的機関が試験研究に供する場合は、この限りではない。

(2) 放流等の制限

ア 県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にコイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを 満たしていることを確認すること。

- (ア) コイヘルペスウイルスが確認された水域由来でないこと。
- (4) コイヘルペスウイルスが確認された水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。
- (ウ) PCR (ポリメラーゼ連鎖反応) 検査で陰性が確認されたコイ群であること。
- イ 生死を問わず、公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。
- 2 指示の期間

令和元年7月9日から令和2年7月8日まで

公安委告示

三重県公安委員会告示第66号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」といいます。)第23条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を次のとおり実施します。

令和元年6月25日

三重県公安委員会委員長 岡 本 直 之

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」といいます。)第1条第2号に規定する施設警備業務(以下「施設警備業務」といいます。)及び同条第4号に規定する交通誘導警備業務(以下「交通誘導警備業務」といいます。)に係る1級及び2級

- 2 実施期日及び実施場所
- (1) 実施期日

ア 学科試験(各種別の1級及び2級を同時に実施します。)

種別及び級	実施期日	受検定員
交通誘導警備業務1級	令和元年9月30日(月)午前9時から午前10時30分まで	20 人
交通誘導警備業務2級	市和几年9月30日(月) 十削9時か97円削10時30万まで	20 人
施設警備業務1級	△和二年0日90日(日)ケギョュ 味みとケ≪ 0味 90 ハナマ	20 人
施設警備業務2級	令和元年9月30日(月)午前11時から午後0時30分まで	20 人

イ 実技試験(学科試験に合格した者を対象に実施します。)

種別及び級	実施期日	
交通誘導警備業務1級	令和元年 11 月 1 日 (金) 午前 9 時 15 分から正午まで	
交通誘導警備業務2級	令和元年 11 月 1 日 (金) 午後 1 時 15 分から午後 5 時まで	
施設警備業務1級	令和元年 11 月 8 日(金)午前 9 時 15 分から正午まで	
施設警備業務2級	令和元年 11 月 8 日 (金) 午後 1 時 15 分から午後 5 時まで	

(2) 実施場所

三重県津市島崎町 143 番地 6

津市勤労者福祉センター(サン・ワーク津)

- 3 受検資格
- (1) 施設警備業務1級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するものア 規則第4条に規定する2級の検定(施設警備業務に係るものに限ります。以下「施設警備業務2級検定」といいます。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」といいます。)の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 三重県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 施設警備業務2級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員

(3) 交通誘導警備業務1級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するものア 規則第4条に規定する2級の検定(交通誘導警備業務に係るものに限ります。以下「交通誘導警備業務2級検定」といいます。)に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 三重県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(4) 交通誘導警備業務2級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員

4 検定内容

学科試験及び実技試験

学科試験実施後に合格者を発表し、合格者に対して、2(1)イの実施期日に実技試験を実施します。

- 5 受検申請手続等
- (1) 検定申請書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課(大台警察署、熊野警察署及び紀宝警察署については、生活安全刑事課。以 下同じ。)

(2) 受検申請の受付期間

種別及び級	受付期間	
交通誘導警備業務1級		
交通誘導警備業務2級	令和元年8月27日 (火) から同月30日 (金) までの午前8時30分から午後5時まで	
施設警備業務1級	予和元年8月27日(久)から向月30日(金)までの十前8時30分から十後8時まで	
施設警備業務2級		

受付は、定員になり次第締め切り、郵送又は電話による申込みは受け付けておりません。

(3) 受検申請の受付場所

ア 三重県内に住所を有する者にあっては、住所地を管轄する警察署生活安全課

イ 警備員で、その者が属する営業所が三重県内にあるものにあっては、当該営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

(4) 提出書類

ア 施設警備業務1級

- (ア) 検定申請書(規則第9条に規定する別記様式第1号) 1通
- (4) 三重県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面(三重県内に住所を有する警備員で、 その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも 可とします。)

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当 該営業所に属することを疎明する書面

- (ウ) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0 センチメートル、横の長さ2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2枚
- (エ) 3(1)アに該当する者は、施設警備業務2級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業している等、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、3(1)アに該当することを誓約する書面及び履歴書
- (オ) 3(1)イに該当する者は、1級検定受検資格認定書 1通

なお、1 級検定受検資格認定書は、受検申請の受付期間までに、三重県公安委員会に認定の申請を行ってください。

イ 施設警備業務2級

- (ア) 検定申請書(規則第9条に規定する別記様式第1号) 1通
- (イ) 三重県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面(三重県内に住所を有する警備員で、

その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも 可とします。)

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当 該営業所に属することを疎明する書面

(ウ) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2枚

ウ 交通誘導警備業務1級

- (ア) 検定申請書(規則第9条に規定する別記様式第1号) 1通
- (4) 三重県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面(三重県内に住所を有する警備員で、 その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも 可とします。)

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該 営業所に属することを疎明する書面

- (ウ) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2枚
- (エ) 3(3)アに該当する者は、交通誘導警備業務2級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業している等、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、3(3)アに該当することを誓約する書面及び履歴書
- (オ) 3(3)イに該当する者は、1級検定受検資格認定書 1通 なお、1級検定受検資格認定書は、受検申請の受付期間までに、三重県公安委員会に認定の申請を行ってください。

工 交通誘導警備業務2級

- (ア) 検定申請書(規則第9条に規定する別記様式第1号) 1通
- (4) 三重県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面(三重県内に住所を有する警備員で、 その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも 可とします。)

三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当 該営業所に属することを疎明する書面

- (ウ) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2枚
- (5) 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定当日持参してください。

6 検定日の受付時間

学科試験及び実技試験の受付時間は、2(1)実施期日の開始時間の15分前から開始時間までの間とします。

7 受検手数料

種別及び級	受検手数料
施設警備業務1級	16,000 円
施設警備業務2級	16,000 円
交通誘導警備業務1級	14,000 円
交通誘導警備業務2級	14,000 円

受検手数料は、三重県収入証紙により、検定申請書の提出時に納入してください。 なお、既納の手数料は、還付しません。

8 その他

- (1) 学科試験に際しては、受検票及び筆記用具を持参してください。
- (2) 実技試験に際しては、制服等の活動しやすい服装でお越しください。
- (3) 原則、受検する本人が申請してください。 代理人が申請する場合には、委任状を添付してください。
- (4) 御不明な点については、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務係(電話 059-222-0110

内線3023) 又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。

告 公

地方公営企業法 (昭和 27 年法律第 292 号) 第 40 条の 2 第 1 項の規定により、平成 30 年 10 月 1 日から平成 31年3月31日までの三重県公営企業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和元年6月25日

三重県知事 鈴 木 英 敬

856,532 千円

水道事業

1 事業の概況

平成30年度下半期における水道事業の給水量は次のとおりでした。

北中勢水道用水供給事業(北勢系・木曽川用水系)においては、四日市市、桑名市、鈴鹿市、桑名郡木曽 岬町、三重郡朝日町及び同郡川越町に 703 万 1,751 立方メートル (年間累計 1,420 万 1,282 立方メートル) の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業(北勢系・三重用水系)においては、四日市市、鈴鹿市及び三重郡菰野町に 592 万8,742 立方メートル (年間累計1,216万4,334 立方メートル) の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業(北勢系・長良川水系)においては、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、桑名 郡木曽岬町、三重郡菰野町、同郡朝日町及び同郡川越町に 176 万 9,060 立方メートル (年間累計 334 万 854 立方メートル) の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業(中勢系・雲出川水系)においては、津市及び松阪市に644万7,006立方メート ル (年間累計 1,189 万 5,782 立方メートル) の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業(中勢系・長良川水系)においては、津市及び松阪市に 532 万 1,400 立方メート ル (年間累計 1,073 万 1,000 立方メートル) の給水を行いました。

南勢志摩水道用水供給事業においては、伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市、多気郡多気町、同郡明和町、 同郡大台町、度会郡玉城町及び同郡度会町に 1,092 万 3,193 立方メートル (年間累計 2,138 万 59 立方メー トル)の給水を行いました。

水道事業全体で、平成 30 年度下半期の総給水量は 3,742 万 1,152 立方メートル (年間累計 7,371 万 3,311 立方メートル)となりました。

2 経理の状況

イ

経理の状況は、三重県水道事業損益計算書(別表 1 及び別表 2) 及び三重県水道事業貸借対照表(別表 3) のとおりです。

- 予算の概要及び事業の経営方針
- (1) 令和元年度予算の概要

第2項

営

業外収

益

ア 業務の予定量

給水区域 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、志摩市、桑名郡、 三重郡、多気郡、度会郡玉城町及び度会町

年間総給水量		72,907,020 立方メートル		
1 日平均給水量		197, 580 立方メートル		
主要な建設改良事業				
業務設備及び改良事業	事業費	70,202 千円		
北勢水道改良事業	事業費	1,651,535 千円		
中勢水道改良事業	事業費	1,681,663 千円		
南勢水道改良事業	事業費	600,449 千円		
収益的収入及び支出の予定額				
収 入				
第1款 水道事業収	益	9,617,670 千円		
第1項 営 業 収	益	8,761,138 千円		

支	出					
第1款	水 道	事	業	費	用	9,390,271 千円
第1項	営	業		費	用	8,827,489 千円
第2項	営	業	外	費	用	560,782 千円
第3項	予		備		費	2,000 千円

ウ 資本的収入及び支出の予定額

収	入			
第1款	資 本	的収	入	1,938,907 千円
第1項	補	助	金	374, 565 千円
第2項	出	資	金	389, 402 千円
第3項	負	担	金	24,940 千円
第4項	長 期	貸付金償	還 金	1,150,000 千円
支	出			
第1款	資 本	的 支	出	6,276,477 千円
第1項	建	改 改 良	費	4,049,690 千円
第2項	償	還	金	2,226,787 千円

(2) 令和元年度事業の経営方針

1日最大給水量

北中勢水道用水供給事業	(北勢系・木曽川用水系)	80,300 立方メートル
北中勢水道用水供給事業	(北勢系・三重用水系)	51,000 立方メートル
北中勢水道用水供給事業	(北勢系・長良川水系)	18,000 立方メートル
北中勢水道用水供給事業	(中勢系・雲出川水系)	81,416 立方メートル
北中勢水道用水供給事業	(中勢系・長良川水系)	58,800 立方メートル
南勢志摩水道用水供給事	業	139,850 立方メートル

三重県水道事業損益計算書

平成 30 年 10 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで

費	用	収	益
科目	金額	科 目	金額
営 業 費 用	4, 018, 910, 564	営 業 収 益	4, 063, 002, 974
原水及び浄水費	1, 093, 163, 182	給 水 収 益	4, 055, 749, 008
配 水 費	278, 811, 069	その他営業収益	7, 253, 966
業務費	203, 685, 834		
総 係 費	173, 816, 890		
減価償却費	2, 053, 365, 537		
資 産 減 耗 費	216, 068, 052		
営 業 外 費 用	233, 327, 950	営 業 外 収 益	434, 715, 720
支払利息及び 企業債取扱諸費	228, 135, 922	受 取 利 息	1, 537, 079
受託工事費	4, 970, 963	他会計補助金	25, 521, 571
雑 支 出	221, 065	受託工事収益	4, 970, 963
		長期前受金戻入	402, 014, 598
		雑 収 益	671, 509
当 期 純 利 益	245, 480, 180		
合 計	4, 497, 718, 694	合 計	4, 497, 718, 694

三重県水道事業損益計算書

平成 30 年 4月 1日から 平成 31 年 3月 31 日まで

費	用	収	益
科目	金額	科 目	金額
営 業 費 用	8, 121, 031, 145	営 業 収 益	8, 083, 524, 755
原水及び浄水費	2, 288, 671, 101	給 水 収 益	8, 067, 467, 289
配 水 費	592, 654, 350	その他営業収益	16, 057, 466
業務費	426, 344, 964		
総係費	342, 802, 141		
減価償却費	4, 108, 836, 537		
資 産 減 耗 費	361, 722, 052		
営業 外費 用 支払利息及び 企業債取扱諸費 受託 工事費 雑 支 出	486, 881, 732 472, 299, 704 14, 360, 963 221, 065	 営業外収益 受取利息 他会計補助 収 受託工事収 長期前受金戻益 雑収益 	864, 299, 751 2, 476, 735 49, 152, 000 14, 360, 963 796, 580, 098 1, 729, 955
当 期 純 利 益	339, 911, 629		
合 計	8, 947, 824, 506	合 計	8, 947, 824, 506

三重県水道事業貸借対照表

平成 31 年 3 月 31 日

(単位:円)

												(単位:円)
		資		産				Í	į	債 :	資 本	
	科	目		金	額		科		目		金	額
固	定	産 産		124, 054, 6	671, 002	固	定	負	債		20, 0	47, 869, 354
	有 形 固	定資	産	78, 646,	392, 231		企	業		債	14, 6	90, 514, 048
	無 形 固	定資	産	41, 508, 2	278, 771		引	当		金	5, 3	57, 355, 306
	投資その	つ他の資	産	3, 900, 0	000, 000	流	動	負	債		3,0	97, 016, 762
流	動	音 産		11, 731, (090, 397		企	業		債	2, 2	22, 436, 586
	現 金	預	金	10, 734,	401, 166		未	払		金	7	61, 889, 086
	未	収	金	831,	141, 486		引	当		金		69, 999, 000
	貯	蔵	品	150,	152, 349		その	他流	動負	、債		42, 692, 090
	前	払	金	:	395, 396	繰	延	収	益		22, 3	28, 528, 874
	その他	流動資	産	15,0	000, 000	負	債		合	計	45, 4	73, 414, 990
						資	,	本	金		88, 7	02, 978, 584
						剰	ś	余	金		1, 6	609, 367, 825
							資	本 剰	余	金	8	69, 153, 060
							利 ả	监 剰	余	金	7	40, 214, 765
							(51	ち当期	純利	益)	(3	39, 911, 629)
						資	本	ž	合	計	90, 3	312, 346, 409
資	産	合	計	135, 785,	761, 399	負	債	資 本	、 合	計	135, 7	85, 761, 399

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 繰延収益の収益化累計額 68, 639, 921, 796 円 16, 663, 781, 706 円

工業用水道事業

1 事業の概況

平成 30 年度下半期において、北伊勢工業用水道事業は北中勢地区の工場に 9,529 万 329 立方メートル (年間累計 1 億 9,355 万 8,361 立方メートル) を、松阪工業用水道事業は松阪市内の工場に 705 万 6,650 立方メートル (年間累計 1,415 万 7,551 立方メートル) を、また、中伊勢工業用水道事業は津市内の工場に 246 万 5,548 立方メートル (年間累計 491 万 9,201 立方メートル) をそれぞれ給水し、工業用水道事業全体で総給水量は 1 億 481 万 2,527 立方メートル (年間累計 2 億 1,263 万 5,113 立方メートル) となりました。

2 経理の状況

経理の状況は、三重県工業用水道事業損益計算書(別表1及び別表2)及び三重県工業用水道事業貸借対 照表(別表3)のとおりです。

- 3 予算の概要及び事業の経営方針
- (1) 令和元年度予算の概要

ア 業務の予定量

給水会社数91 社年間総給水量217,093,740 立方メートル1 日平均給水量594,777 立方メートル主要な建設改良事業

業務設備及び改良事業事業費38,215 千円北伊勢工業用水道改良事業事業費7,534,011 千円松阪工業用水道改良事業事業費213,489 千円中伊勢工業用水道改良事業事業費98,340 千円

イ 収益的収入及び支出の予定額

収 入

 第1款 工業用水道事業収益
 6,238,086 千円

 第1項 営 業 収 益
 5,863,348 千円

 第2項 営 業 外 収 益
 374,738 千円

 支 出
 6,021,560 千円

 第1項 営 業 費 用
 5,719,651 千円

 第1項 宮 葉 費 用
 5,719,651 十円

 第2項 営 業 外 費 用
 299,909 千円

 第3項 予 備 費
 2,000 千円

ウ 資本的収入及び支出の予定額

収 入

第1款資本的収入 5,712,219 千円 第1項 企 5,191,000 千円 業 債 第2項 補 助 金 186,200 千円 第3項 出 資 276,009 千円 金 第4項 負 担 59,010 千円 金 支 出

 第1款 資本的支出
 9,286,504 千円

 第1項建設改良費
 8,040,064 千円

 第2項償還金
 1,246,440 千円

(2) 令和元年度事業の経営方針

1日契約水量

北伊勢工業用水道事業743,860 立方メートル松阪工業用水道事業38,500 立方メートル中伊勢工業用水道事業14,370 立方メートル

三重県工業用水道事業損益計算書

平成 30 年 10 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで

費	用	収	益
科目	金額	科 目	金額
営 業 費 用	2, 378, 598, 169	営業収益	2, 625, 058, 974
原水及び浄水費	640, 438, 319	給 水 収 益	2, 546, 802, 402
配 水 費	170, 466, 914	その他営業収益	78, 256, 572
業務費	196, 421, 402		
総 係 費	152, 118, 808		
減 価 償 却 費	1, 144, 482, 741		
資 産 減 耗 費	74, 669, 985		
営業 外費 用	116, 424, 737	営 業 外 収 益	193, 945, 629
支払利息及び企業債取扱諸費	111, 518, 306	受 取 利 息	574, 295
受 託 工 事 費	3, 945, 062	他会計補助金	2, 740, 000
雑 支 出	961, 369	受託工事収益	3, 945, 062
		長期前受金戻入	184, 864, 450
		雑 収 益	1, 821, 822
特 別 損 失	147, 249, 727	特 別 利 益	84, 722, 032
過年度損益修正損	147, 249, 727	過年度損益修正益	84, 722, 032
当 期 純 利 益	261, 454, 002		
合 計	2, 903, 726, 635	合 計	2, 903, 726, 635

三重県工業用水道事業損益計算書

平成 30 年 4月 1日から 平成 31 年 3月 31 日まで

費	用	収	益
科目	金額	科 目	金額
営 業 費 用	4, 942, 487, 673	営 業 収 益	5, 287, 438, 533
原水及び浄水費	1, 513, 513, 603	給 水 収 益	5, 107, 560, 961
配水費	341, 932, 146	その他営業収益	179, 877, 572
業務費	349, 346, 029		
総 係 費	271, 282, 169		
減 価 償 却 費	2, 305, 707, 741		
資 産 減 耗 費	160, 705, 985		
営業外費用	245, 622, 402	営 業 外 収 益	395, 126, 792
支払利息及び企業債取扱諸費	231, 389, 971	受 取 利 息	1, 254, 840
受 託 工 事 費	13, 271, 062	他会計補助金	2, 740, 000
雑 支 出	961, 369	受託工事収益	13, 271, 062
		長期前受金戻入	372, 863, 450
		雑 収 益	4, 997, 440
特 別 損 失	147, 249, 727	特 別 利 益	84, 722, 032
過年度損益修正損	147, 249, 727	過年度損益修正益	84, 722, 032
当 期 純 利 益	431, 927, 555		
合 計	5, 767, 287, 357	合 計	5, 767, 287, 357

三重県工業用水道事業貸借対照表

平成 31 年 3 月 31 日

(単位:円)

												(中瓜・11)
		資		産			負	į	債	資	本	
	科	目		金額		科		目			金	額
固	定資	産		105, 290, 852, 185	固	定	負	債			18, 6	96, 870, 930
	有 形 固	定資	産	100, 398, 552, 483		企	業		債		12, 7	53, 296, 457
	無 形 固	定資	産	4, 892, 299, 702		引	当		金		5, 9	43, 574, 473
流	動	産		8, 389, 733, 416	流	動	負	債			1, 5	89, 654, 822
	現 金	預	金	7, 257, 798, 884		企	業		債		1, 2	46, 439, 757
	未	収	金	1, 001, 503, 045		未	払		金		2	64, 492, 026
	貯	蔵	品	115, 100, 977		引	当		金			41, 732, 000
	前	払	金	330, 510		その	他流	動負	負債			36, 991, 039
	その他	流 動 資	産	15, 000, 000	繰	延	収	益			17, 3	40, 897, 803
					負	債	合	ì	計		37, 6	27, 423, 555
					資	4	z	金			73, 9	81, 085, 078
					剰	名	¥	金			2, 0	72, 076, 968
						資 本	、 剰	余	金		1, 2	28, 710, 474
						利益	主 剰	余	金		8	43, 366, 494
						(うち	当期純	利益	:)		(4	31, 927, 555)
					資	本		ì	計		76, 0	53, 162, 046
資	産	合	計	113, 680, 585, 601	負	債	資 本	合	計		113, 6	80, 585, 601

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 繰延収益の収益化累計額 62, 929, 007, 932 円

17, 127, 928, 618 円

電気事業

1 事業の概況

三重ごみ固形燃料発電所(最大出力 1 万 2,050 k W) について、R D F を 12 市町から受け入れ、安定した運転を行いました。

この結果、平成30年度下半期は、RDF2万2,146トン(年間累計4万4,399トン)を受け入れ、3,252万8,400kWh(年間累計6,481万9,500kWh)の発電を行いました。

2 経理の状況

経理の状況は、三重県電気事業損益計算書(別表1及び別表2)及び三重県電気事業貸借対照表(別表3)のとおりです。

- 3 予算の概要及び事業の経営方針
- (1) 令和元年度予算の概要

ア 業務の予定量

年間販売電力量 21,684,006 k W h

イ 収益的収入及び支出の予定額

収	入				
第1款	電気	事	業	収	益
第1項	営	業		収	益
第2項	営	業	外	収	益
第3項	特	別		利	益
支	出				
第1款	電気	事	業	費	用

千円 第1項 1,942,703 千円 営 業費 用 第2項 営 業外費用 12,767 千円 第3項 特 損 失 244,490 千円 第4項 予 備 費 2,000 千円

ウ 資本的収入の予定額

収 入

第1款 資 本 的 収 入 500,000 千円 第1項 長期貸付金償還金 500,000 千円

(2) 令和元年度事業の経営方針

ア 供給先 電気事業法第 2 条第 1 項第 17 号の電気事業者で電気の供給に関する契約の相手方となった もの及び三重ごみ固形燃料発電所の存する敷地と同一の敷地内に存する施設の管理者

イ 最大出力

三重ごみ固形燃料発電所

12,050 k W

三重県電気事業損益計算書

平成 30 年 10 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで

費	用	収	益
科目	金額	科目	金額
営 業 費 用 RDF発電費 一般管理費	905, 850, 006 817, 335, 047 88, 514, 959	営業収益 電力料 その他営業収益	697, 462, 415 384, 217, 743 313, 244, 672
営業外費用 支払利息及び 企業債取扱諸費 雑 支 出	292, 160 80, 780 211, 380	 営業外収益 受取利息 他会計補助金 長期前受金戻入 雑収益 当期純損失 	22, 397, 056 1, 205, 101 490, 000 20, 695, 056 6, 899
숌 計	906, 142, 166	合 計	906, 142, 166

三重県電気事業損益計算書

平成 30 年 4月 1日から 平成 31年 3月 31 日まで

費		用				収		益	
科	目	金	額		科		目	金	額
	用電費	1, 878	5, 828, 672 1, 836, 196		業電の個	収 力 也営業	益料		380, 730, 096 752, 724, 366 628, 005, 730
営業外費支払利息企業債取扱雑 支			391, 942 180, 562 211, 380	ē f	也会	取	益 制 息 助 金 を 戻 益		44, 202, 098 1, 878, 588 490, 000 41, 390, 056 443, 454
特別損	失 損 失		1, 395, 740 1, 395, 740	ΛΓ	#11	ं क	据		277 E20 256
合	計	2, 10	2, 452, 550	当	期 合 合	純	損 失 計		377, 520, 356 102, 452, 550

三重県電気事業貸借対照表

平成 31 年 3 月 31 日

(単位:円)

														(単位:円)
		資		産					負		債	資	本	
	科	目		金	額		科			目			金	額
固	定	資 産		2	, 061, 021, 906	固	定	纟	Ą	債				338, 067, 207
	有 形	固定資	産		284, 785, 406		引		当		金			338, 067, 207
	無形	固定資	産		10, 679, 604	流	動	負		債				233, 989, 218
	事業外	、固定資	産		364, 370, 741		未		払		金			218, 439, 435
	投資そ	の他の資	産	1	, 401, 186, 155		引		当		金			14, 618, 000
流	動	資 産		8	, 888, 339, 101		その)他	流	動 負	負債			931, 783
	現 金	預	金	8	, 675, 747, 740	繰	延	Щ	Z	益				72, 627, 428
	未	収	金		208, 643, 738	負	債	責	合	-	計			644, 683, 853
	前	払	金		3, 947, 623	資		本		金			12	2, 963, 625, 000
						剰		余		金			\triangle_2^2	2, 658, 947, 846
							欠		損		金		4	2, 658, 947, 846
							(う	ち当	期和	4 損	失)			(677, 520, 356)
						資	7-	<u></u>	合		計		10), 304, 677, 154
資	産	合	計	10	, 949, 361, 007	負	債	資	本	合	計		10), 949, 361, 007

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 繰延収益の収益化累計額 1,719,747,685 円 624,300,083 円 地方公営企業法 (昭和 27 年法律第 292 号) 第 40 条の 2 第 1 項の規定により、平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの三重県病院事業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和元年6月25日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 業務の概況

三重県病院事業においては、こころの医療センター、一志病院及び指定管理者制度を導入している志摩病院の3病院を管理運営し、それぞれの県立病院に求められている役割・機能等を踏まえながら、県民の皆さんに安全で良質な医療が提供できるよう取組を進めています。

平成30年10月1日から平成31年3月31日までの実績は、次のとおりです。

			下半期実績	年間累計
(1)	患 者	数		
	入	院	91,672 人	187,016 人
	外	来	74,830 人	149,912 人
(2)	建設改良	事業		
	病院増改築	事業	319,555 千円	327,591 千円
	資 産 購	入	174. 156 壬円	205.432 千円

病院増改築事業については、吸収式冷温水発生機ほか改修工事(こころの医療センター)、空調設備及び防火ダンパー改修工事(一志病院)等を行いました。また、資産購入については、マンモグラフィー撮影装置(志摩病院)等の購入を行い、診療機能の充実を図りました。

2 経理の状況

経理の状況は、損益計算書(別表1及び別表2)及び貸借対照表(別表3)のとおりです。

- 3 令和元年度予算の概況
- (1) 収益的収入及び支出の予定額

収 入	
第1款 病院事業収益	5, 285, 041 千円
第1項 医 業 収 益	2,944,408 千円
第2項 医 業 外 収 益	2,340,633 千円
支 出	
第1款 病院事業費用	5,287,636 千円
第1項 医 業 費 用	5, 127, 475 千円
第2項 医 業 外 費 用	160,161 千円
(2) 資本的収入及び支出の予定額	
収入	
第1款 資 本 的 収 入	1,391,940 千円
第1項 企 業 債	396,700 千円
第2項 県 費 負 担 金	395, 240 千円
第3項 短期貸付金返還金	600,000 千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	1,814,783 千円
第1項 建 設 改 良 費	434,643 千円
第2項 企業債償還金	686,540 千円
第3項 長期借入金償還金	90,000 千円
第4項 長 期 貸 付 金	3,600 千円
第5項 短 期 貸 付 金	600,000 千円

4 令和元年度事業の経営方針

県民の皆さんや地域に信頼され、かつ医療従事者にとって魅力のある病院づくりを進めながら、良質で満足度の高い医療サービスを実践し、県民の皆さんと共に、生涯にわたって健康な暮らしを続けられる医療環境の実現に貢献します。

なお、令和元年度の事業規模及び内容については、次のとおりです。

(1) 年間患者予定数

入院213,012 人外来167,996 人

(2) 建設改良事業

病院増改築事業資産購入

257,736 千円 176,907 千円

三重県病院事業損益計算書

平成 30 年10 月 1 日から 平成 31 年 3 月31 日まで

費	用	収	益
科目	金額	科目	金額
医 業 費 用	2, 605, 141, 420	医 業 収 益	1, 443, 437, 245
給 与 費	1, 520, 571, 793	入 院 収 益	1, 078, 408, 397
材料費	138, 023, 416	外 来 収 益	245, 895, 491
経費	660, 209, 133	その他医業収益	119, 133, 357
減価償却費	270, 744, 966		
資 産 減 耗 費	7, 912, 453		
研 究 研 修 費	7, 679, 659		
医 業 外 費 用	119, 338, 414	医 業 外 収 益	1, 227, 148, 105
支払利息及び 企業債取扱諸費	55, 506, 263	受取利息配当金	65, 698
長期前払消費税償却	16, 718, 291	他会計補助金	74, 674, 000
患者外給食材料費	107, 259	長期前受金戻入	115, 712, 848
雑 損 失	47, 006, 601	補 助 金	1, 239, 000
		負 担 金	944, 331, 000
		その他医業外収益	91, 125, 559
		下 半 期 純 損 失	53, 894, 484
合 計	2, 724, 479, 834	合 計	2, 724, 479, 834

三重県病院事業損益計算書

平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで

費	用	収	益
科 目	金額	科目	金額
医 業 費 用	5, 067, 980, 892	医 業 収 益	2, 796, 754, 084
給 与 費	2, 896, 888, 346	入 院 収 益	2, 146, 439, 773
材料費	259, 336, 160	外 来 収 益	494, 307, 712
経 費	1, 338, 140, 841	その他医業収益	156, 006, 599
減価償却費	545, 219, 966		
資 産 減 耗 費	17, 409, 453		
研究研修費	10, 986, 126		
医 業 外 費 用	226, 051, 726	医 業 外 収 益	2, 421, 944, 909
支払利息及び 企業債取扱諸費	111, 017, 263	受取利息配当金	130, 698
長期前払消費税償却	33, 535, 291	他会計補助金	151, 033, 000
患者外給食材料費	175, 756	長期前受金戻入	233, 803, 848
雑 損 失	81, 323, 416	補 助 金	3, 969, 000
		負 担 金	1, 846, 616, 000
		その他医業外収益	186, 392, 363
		当 年 度 純 損 失	75, 333, 625
合 計	5, 294, 032, 618	合 計	5, 294, 032, 618

三重県病院事業貸借対照表

平成 31 年 3 月 31 日現在

(単位:円)

	T	<u> </u>	(単位:円)
資 産	金額	負債及び資本	金額
固 定 資 産	8, 727, 005, 599	固 定 負 債	13, 213, 841, 399
有 形 固 定 資 産	8, 462, 258, 833	企 業 債	6, 466, 658, 819
土 地	490, 665, 273	他会計借入金	5, 420, 592, 278
建物	6, 776, 561, 293	引 当 金	1, 326, 590, 302
構築物	361, 812, 964	流 動 負 債	1, 190, 490, 633
器械備品	819, 916, 977	企業債	686, 537, 420
車 両	5, 294, 648	引 当 金	173, 571, 000
建設仮勘定	8, 007, 678	未 払 金	320, 474, 831
		未払消費税	1, 968, 800
無形固定資産	2, 317, 894	及び地方消費税 その他流動負債	7, 938, 582
電話加入権	2, 298, 889	繰 延 収 益	3, 143, 923, 999
その他無形固定資産	19, 005		
投資その他の資産	262, 428, 872		
長期貸付金	1, 200, 000		
長期前払消費税	261, 058, 872		
その他投資	170, 000		
流 動 資 産	1, 262, 893, 260		
現金預金	784, 033, 327	負 債 合 計	17, 548, 256, 031
未 収 金	468, 124, 360	資 本 金	311, 409, 778
貯 蔵 品	7, 413, 866	剰 余 金	$\triangle 7,869,766,950$
前 払 費 用	200, 000	資 本 剰 余 金	1, 371, 553, 972
前 払 金	121, 707	受贈財産評価額	12, 053, 972
その他流動資産	3, 000, 000	県 費 負 担 金	1, 359, 500, 000
		欠 損 金	9, 241, 320, 922
		繰越欠損金	9, 165, 987, 297
		当年度純損失	75, 333, 625
		資 本 合 計	△7, 558, 357, 172
資 産 合 計	9, 989, 898, 859	負債及び資本合計	9, 989, 898, 859

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 繰延収益の収益化累計額 16, 291, 597, 919 円 2, 751, 874, 971 円 土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第1項の規定により、宮川用水土地改良区(伊勢市河崎町1丁目11-8)の管理規程を令和元年6月11日付けで認可しましたので、同条第4項の規定により公告します。 令和元年6月25日

三重県知事 鈴 木 英 敬

施設の名称及び概要

斎宮調整池 満水面積 0.30 k m2

堤高 本堤 16.0m、第1副堤 11.5m、第2副堤 14.5m、第3副堤 10.0m

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第5条の規定により公告します。

令和元年6月25日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 入札に付する事項
- (1) 案件名
 - 三重県地方卸売市場卸売場棟東側折版屋根用断熱材除去工事
- (2) 案件の特質等
 - 三重県知事が調達説明書(仕様書)で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 履行期間
 - 契約締結日から令和2年2月29日(土)まで
- (4) 履行場所
 - 三重県地方卸売市場 卸売場棟 (三重県松阪市小津町 800 番地)
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる 者でないこと。
- (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - エ 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条の規定による「建築一式工事」の一般建設業又は特定建設業の許可を受けた建設業者であること。
 - オ 単独又は共同企業体の構成員である元請けとして、平成16年度以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる本工事と同種工事の施工実績を入札時において有すること。なお、「本工事と同種工事」とは、「建築一式工事(1件1,500万円以上)の施工実績を有する者」をいいます。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、三重県電子調達システム(物件等)(以下「調達システム」といいます。)を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和元年 7 月 16 日 (火) 17 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(6)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 企業要件(施工実績)届出書(様式第2-1号)
 - ※ 記載した内容が確認できるコリンズの登録内容確認書(竣工登録されたもの)の写し等を添付してください。登録内容確認書(竣工登録されたもの)がない場合(簡易コリンズの場合も含みます。)は、施工実績を確認できる契約書(変更契約を含みます。)、仕様書及び完成認定書又は完成認定書に類する書類の写しを添付してください。
- (3) 2(2) エを証明する書類
- (4) 工事費内訳書
- (5) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6 月以内に発行したものです。)の写し
- (6) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県農林水産部農林水産財務課経理班 担当 加藤

電話 059-224-2505 ファクシミリ 059-224-2521

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県農林水産部農産物安全・流通課市場班 担当 内山

電話 059-224-2497 ファクシミリ 059-223-1120

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から令和元年8月6日(火)まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和元年7月26日(金)17時までに通知します。

- (6) 入札書提出の日時及び場所
 - ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和元年8月6日(火)15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内 郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和元年8月6日(火)15時

なお、入札書は令和元年7月28日(日)から同年8月6日(火)15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県農林水産部農林水産財務課経理班

案件名 三重県地方卸売市場卸売場棟東側折版屋根用断熱材除去工事

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和元年8月6日(火)15時10分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県農林水産部農林水産財務課経理班

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。)第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理 手続(平成 26 年三重県告示第 292 号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先:出納局出納総 務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話 059-224-2771)に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳 正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書(仕様書)によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Removal of insulation from the ceiling on the east side of the wholesale area building of the Mie regional wholesale market

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Tuesday, August 6, 2019.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Sunday, July 28, 2019 and 3:00 P.M. on Tuesday, August 6, 2019.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Tuesday, August 6, 2019.

(4) Managing Authority:

Agricultural Products Safety and Distribution Division, Department of Agriculture, Forestry and Fisheries, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2497

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第5条の規定により公告します。

令和元年6月25日

三重県警察本部長 難 波 健 太

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入物品及び数量

証跡取得サーバ機器賃貸借 1式

※ システム構築及び賃貸借期間中の保守を含みます。

(2) 契約の特質等

購入物品の性能に関し、三重県警察本部長が調達説明書(仕様書)で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 契約期間

契約締結日から令和4年11月30日(水)

(4) 賃貸借期間

令和2年2月1日(土)から令和4年11月30日(水)まで

(5) システム構築期間

契約締結日から令和2年1月31日(金)まで

(6) 納入期限

令和2年1月31日(金)

(7) 履行場所(納入場所)

三重県警察本部警務部情報管理課

- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3 年法律第77号) 第32号第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。

- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、三重県電子調達システム(物件等)(以下「調達システム」といいます。)を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を令和元年 7月 11日 (木) 13 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書(第1号様式)
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6 月以内に発行したものです。)の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課用度係 担当 林

電話 059-222-0110 (内線) 2261 ファクシミリ 059-226-9917

- (2) 契約条項を示す場所
 - (1)に同じです。
- (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から令和元年8月7日(水)まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和元年7月26日(金)17時までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和元年8月7日(水)15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋 郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和元年8月7日(水)15時まで

なお、津塔世橋郵便局へは令和元年7月29日(月)から同年8月7日(水)15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受 取 人 三重県警察本部警務部会計課用度係

案 件 名 証跡取得サーバ機器賃貸借入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和元年8月7日(水)15時30分

場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。)第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。また、調達説明書記載の無効要件が別途あります。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。 なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続(平成 26 年三重県告示第 292 号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先:出納局出納総務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話 059-224-2771)に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契

約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳 正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書(仕様書)によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Lease Contract of The Evidence Acquisition Server Equipment

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Wednesday, August 7, 2019.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office, Tsutousebashi post office, between Monday, July 29,2019 and 3:00 P.M. on Wednesday, Augusut 7, 2019.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M. on Wednesday, August 7, 2019.

(4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters 1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code:514-8514

TEL:059-222-0110 (EXT. 2261)

FAX:059-226-9917

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第12条の規定により公告します。

令和元年6月25日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 物 品 等 の 名 称 及 び 数 量 抗インフルエンザウイルス薬(オセルタミビルリン酸塩製剤)

タミフルカプセル 75 100 カプセル (PTP) 備蓄用

100 カプセル包装品 6,800 箱

2 担 当 部 局 三重県津市広明町 13 番地

三重県医療保健部薬務感染症対策課

3 契約の相手方を決定した日 令和元年5月29日

4 契 約 の 相 手 方 東京都北区浮間五丁目5番1号

中外製薬株式会社

営業本部長 佐藤綱則

5 契 約 金 額 128,132,400円(うち消費税及び地方消費税 11,648,400円)

6 決 定 手 続 随意契約

7 随 意 契 約 の 理 由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7年政令第372号)第11条第1項第1号に該当

発行 **三 重 県**

三重県津市広明町 13 番地 三重県総務部法務・文書課 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/